

伊勢市こども計画（仮） 骨子案

1003 時点

令和 7 年 3 月
伊勢市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の流れ.....	1
1-1 計画策定の背景と趣旨.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	1
1-3 計画期間.....	3
1-4 計画の策定体制・策定方法.....	3
1-5 新たな国の動き.....	4
1-6 計画の対象.....	5
2 こども大綱・こどもまんなか実行計画.....	6
こども大綱とは.....	6
こどもまんなか社会とは.....	6
第2章 こども・子育て・若者を取り巻く現状と課題.....	7
1 統計データから見た現状.....	7
1-1 人口の状況.....	7
1-2 世帯等の状況.....	10
1-3 就労状況.....	12
2 子ども・子育て支援事業の現状.....	13
2-1 就学前の子どもの教育・保育の現状.....	13
2-2 就学前児童数の状況と子どもの教育・保育に関する環境について.....	15
2-3 若者に関する現状.....	18
3 アンケート調査結果の概要.....	21
3-1 調査の目的及び概要.....	21
3-2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	22
3-3 こども・若者に関するアンケート調査.....	25
4 計画策定に向けた主な課題.....	30
第3章 こども・子育て・若者支援の基本的な考え方.....	31
1 計画の基本的な考え方.....	31
1-1 基本理念.....	31
1-2 基本的な方針.....	32
1-3 ライフステージごとの支援.....	33
2 施策の体系.....	35
3 重点施策と成果指標.....	38
第4章 こども・子育て・若者施策の展開.....	38
第5章 量の見込みと目標設定.....	66
1 将来人口の見通しと事業量推計.....	66
1-1 事業量推計の流れ.....	66
1-2 児童人口等の推計.....	67
2 量の見込みと確保方策.....	70
2-1 教育・保育提供区域の設定.....	70
2-2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	71

2-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	75
2-4 教育・保育の一定的提供及び体制の確保.....	92
2-5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	92
第6章 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する 施設整備計画.....	93
1 市内教育・保育施設の現状と前計画期間における公私立施設の状況について.....	93
2 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針.....	96
2-1 すべての就学前の子どもに対応する教育・保育について.....	96
2-2 子育て支援の充実と家庭・地域との連携について.....	97
2-3 公立施設のあり方について.....	97
3 就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画.....	99
3-1 計画の期間.....	99
3-2 各施設の整備計画.....	99
4 関係資料.....	104
4-1 各施設の入園状況.....	104
4-2 公立施設の建築年等.....	107
4-3 就学前児童数の推移.....	107
4-4 就学前児童の教育・保育施設の利用状況.....	108
4-5 伊勢市管保育関係施設案内図.....	109
第7章 計画の推進体制.....	110
1 計画の推進体制.....	110
2 進捗状況の管理.....	110
資料編.....	111
1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要、結果（抜粋）.....	111
2 こども・若者に関するアンケート調査の概要、結果（抜粋）.....	112
3 子ども・子育て会議委員名簿、開催状況、設置条例.....	113
3-1 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿.....	113
3-2 会議開催状況.....	114
3-3 伊勢市子ども・子育て会議条例.....	115

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の流れ

1-1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和5年4月1日に施行された『こども基本法』第10条第2項において、市町村は、『こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）』を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」）を定めるよう努めるものとするとされました。

同条第5項において、「市町村こども計画」は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画」、「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができる」とされました。

伊勢市では、このたび、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」の改定時期を迎えることから、上記のことを踏まえて、令和7年度より、子ども・子育て支援事業計画などを包含する「伊勢市こども計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

（1）計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」（第10条第2項）に基づく「市町村こども計画」であり、こども大綱及び三重県こども計画を踏まえ、伊勢市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画に該当するものです。

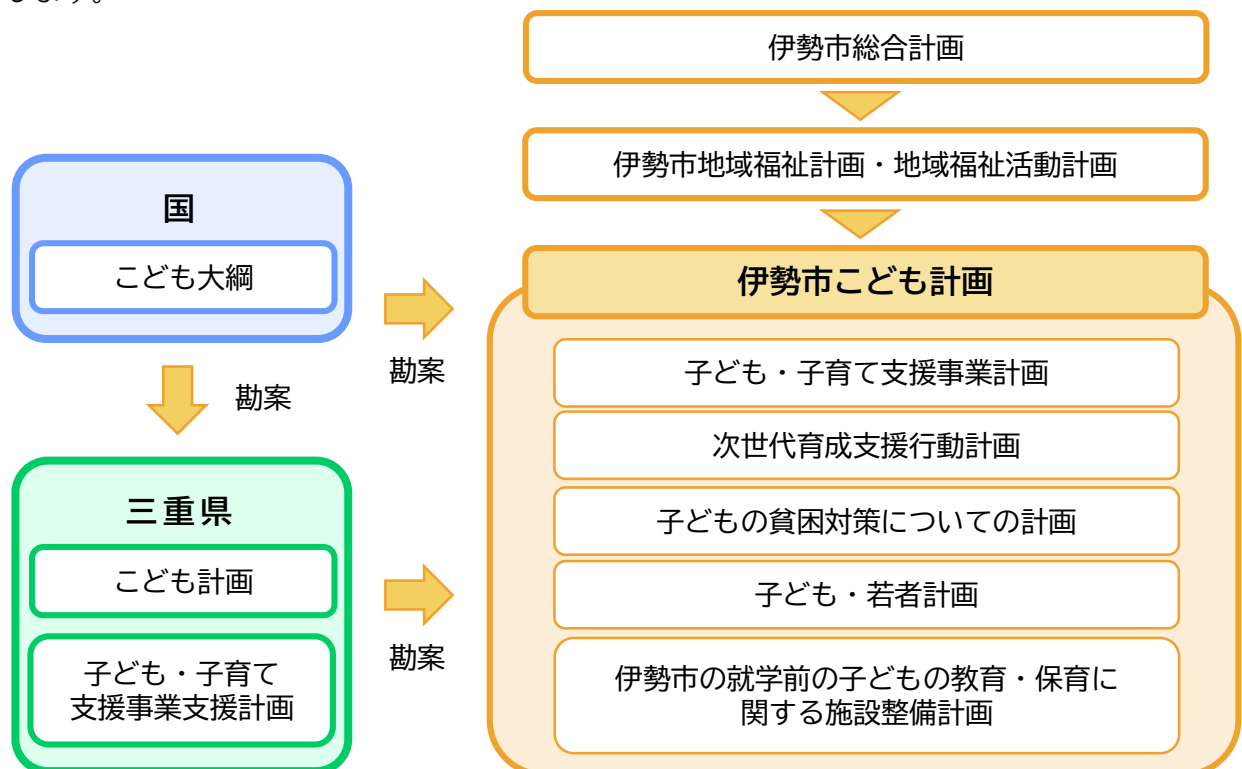
また、本計画には、「子ども・子育て支援法」（第61条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、子育て支援とその対策をとりまとめた計画であり、さらに、「次世代育成支援対策推進法」（第8条第1項）に定める「市町村行動計画」としての位置付けも担う計画として策定します。

◆◆ 今回一体的に策定する計画（一覧） ◆◆

根 拠 法	計 画	内 容
こども基本法	市町村こども計画	『こども基本法』に基づき策定される『こども大綱』は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したものとなる。 ※策定は努力義務
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	基本指針に即して5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める。 ※策定は義務
子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村子供の貧困対策推進計画	子どもの貧困対策として取り組むべき事項を“教育”、“生活の安定”、“保護者の就労”、“経済的支援”の4つの分野に整理し定める。 ※策定は努力義務
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画。 ※策定は努力義務
伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針	伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画	就学前の子どもに対する望ましい教育・保育環境の充実のため、公立保育所や幼稚園などの整備について定めた計画。

（２）本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「伊勢市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定します。



1－3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期計画									
		中間見直し		改定	こども計画				
							中間見直し		改定

1－4 計画の策定体制・策定方法

(1) 市民の意見・ニーズの把握と反映

本計画策定にあたっての市民ニーズの把握と市民意見の反映を目的に、子ども・子育て支援に関するアンケートの実施とパブリックコメントの実施を行いました。

① 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本調査は、子育て中の保護者の皆様の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを正確に把握し、安心して子育てができる環境づくりに取り組むための基礎調査としてアンケートを実施しました。

② 計画案へのパブリックコメントの実施

より多くの市民の皆様からの意見を反映させるため、計画案について、令和●年●月●日から令和●年●月●日までパブリックコメントを実施し、意見の概要と、これに対する本市の考え方をホームページ等で公表しました。

(2) 計画策定の体制

① 伊勢市子ども・子育て会議による検討

本計画の策定にあたっては、市長の附属機関として設置している「伊勢市子ども・子育て会議」の場で内容の審議等を行いました。当会議は、保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されており、本市における幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、こども計画並びに就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項の審議等を行う機関です。

② 庁内組織による検討

本計画の策定に必要な各関連分野からの意見を求め、総合調整を図るため、関連分野担当課長を委員とする「伊勢市子ども・子育て庁内会議」を設置しました。

1－5 新たな国の動き

(1) こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（令和元年 11 月）

※令和 6 年 6 月法律の一部改正により、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

① 目的・理念

- ・現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- ・子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

② 基本的な方針

- ・貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- ・親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ・支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- ・地方公共団体による取組の充実を図る。

(2) 少子化社会対策大綱（令和 2 年 5 月）

① 目的・理念

「希望出生率 1.8」の実現に向け令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる。

② 基本的な方針

- ・結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる。
- ・多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える。
- ・地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める。
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる。
- ・科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する。

(3) 子供・若者育成支援推進大綱（令和 3 年 4 月）

① 目的・理念

総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法が平成 22（2010）年 4 月に施行され 10 年が経過。これを踏まえ、全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組んでいく。

② 基本的な方針

- ・全ての子供・若者の健やかな育成
- ・困難を有する子供・若者やその家族の支援
- ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- ・子供・若者の成長のための社会環境の整備
- ・子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(4) こども基本法（令和5年4月）

① 目的・理念

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること。

② 基本的な方針

- ・全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ・全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ・こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

1－6 計画の対象

国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

2 こども大綱・こどもまんなか実行計画

こども大綱とは

「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成されてきた『少子化社会対策大綱』、『子供・若者育成支援推進大綱』、『子供の貧困対策に関する大綱』を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。（令和5年12月22日閣議決定）。

「市町村こども計画」は、『こども大綱』の内容を踏まえて策定することとされています。

『こども大綱』において、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現が掲げられました。

こどもまんなか社会とは

『こども大綱』が目指す“こどもまんなか社会”とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態“ウェルビーイング”で生活を送ることができる社会とされています。

常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが実現のために必要なこととされています。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

- ①こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ②その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、
全ての人にとって、社会的価値が創造され、
その幸福が高まることに！

第2章

こども・子育て・若者を取り巻く 現状と課題

第2章 こども・子育て・若者を取り巻く現状と課題

1 統計データから見た現状

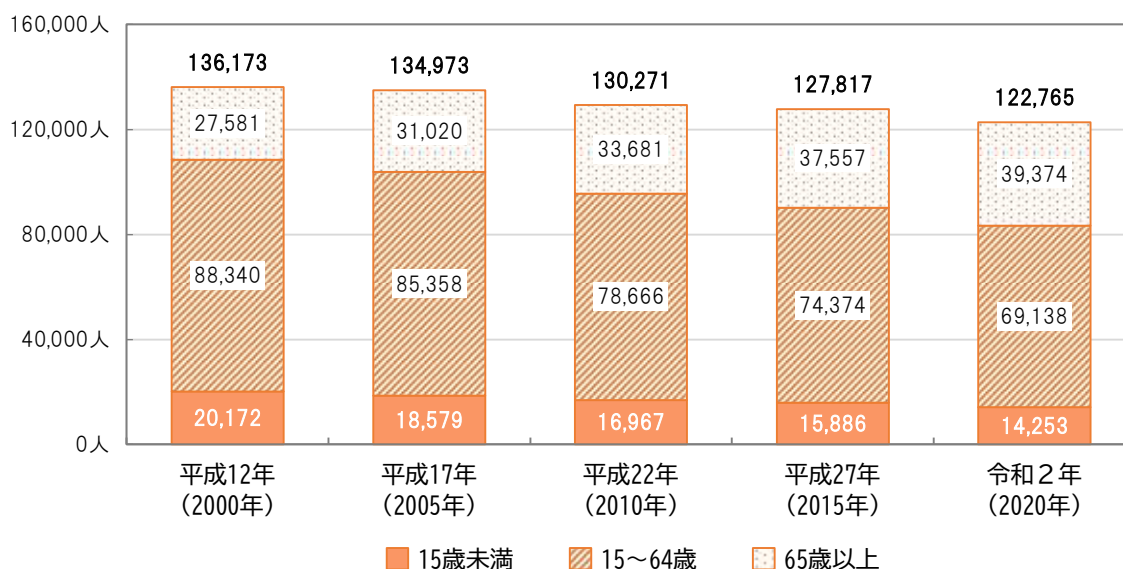
1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

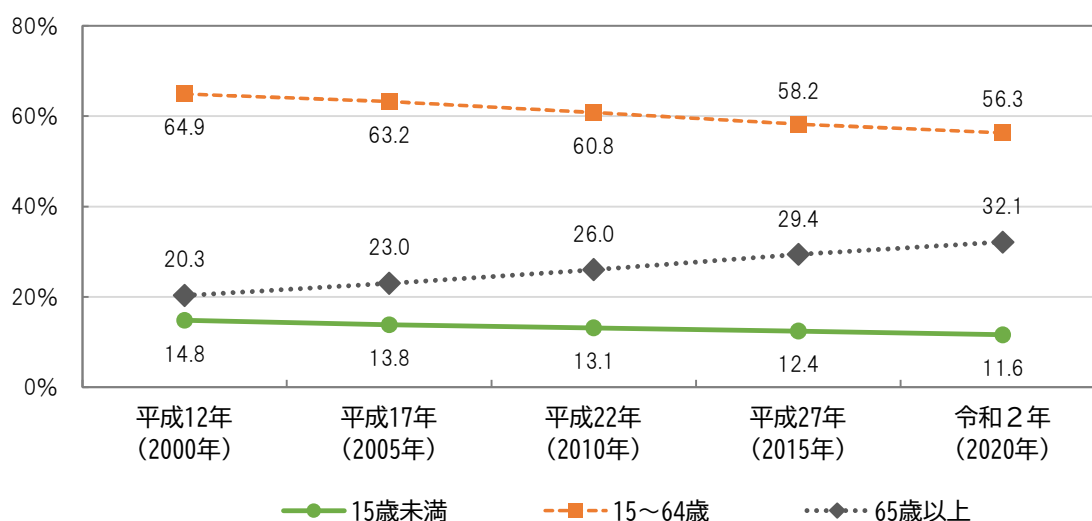
本市の総人口の推移をみると、平成12年以降減少が続いており、平成12年からの20年間で13,408人減少し、令和2年は12万2,765人となっています。

少子高齢化が進行しており、平成12年から令和2年までの20年間で、15歳未満が総人口に占める割合は3.2ポイント、15～64歳未満の割合は8.6ポイント減少している一方、65歳以上の割合は11.8ポイント増加しています。

【年齢3区分別の人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】

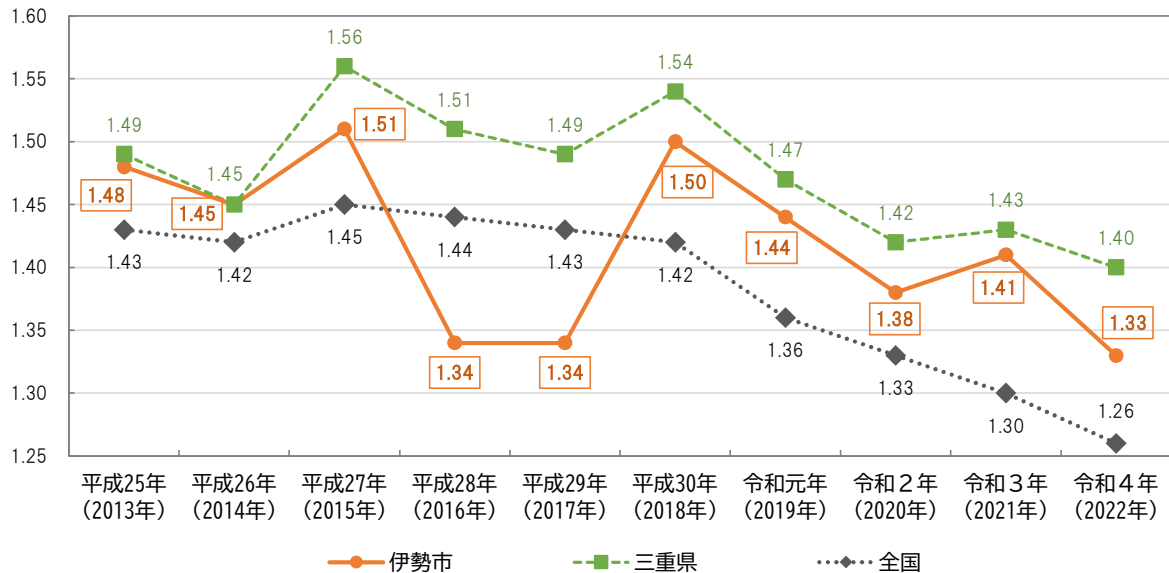


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 出生等の状況

合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、平成28年、平成29年は1.34で全国・三重県と比べ低くなっています。平成30年には1.50と全国を上回ったものの、三重県を下回る水準となっています。平成30年以降は減少傾向となっており、令和4年は1.33と人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っています。

【合計特殊出生率の推移】



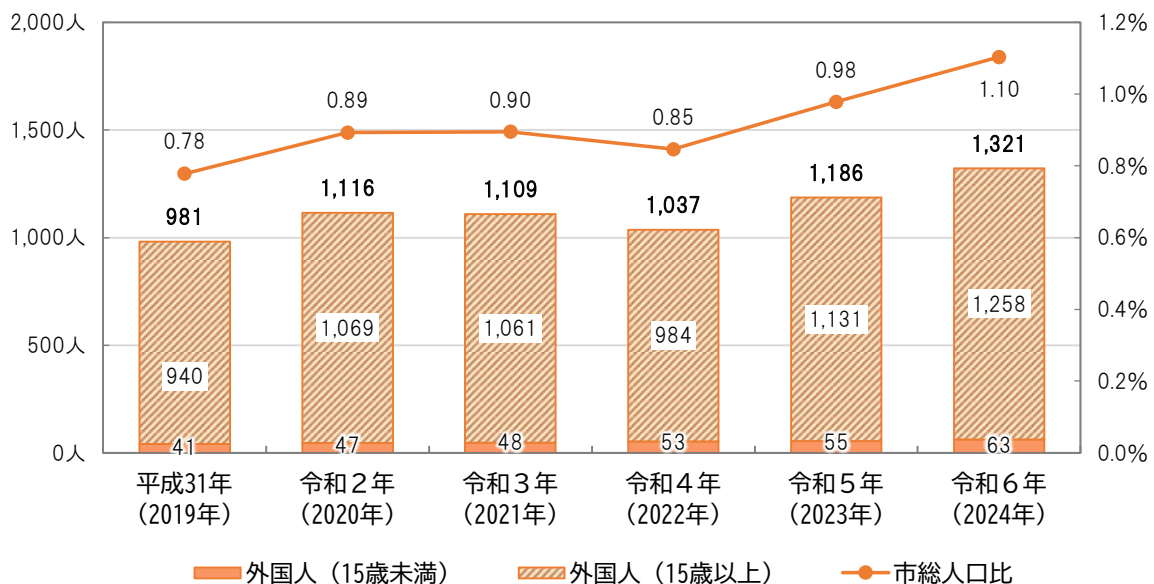
資料：統計でみる三重のすがた

(3) 外国人の状況

本市の外国人の人口は、平成31年以降1,000人前後で推移していましたが、令和4年以降は増加に転じており、市の総人口に占める割合は令和6年に1%を超えました。

15歳未満の人口も緩やかに増加しています。

【外国人の人口及び割合の推移】



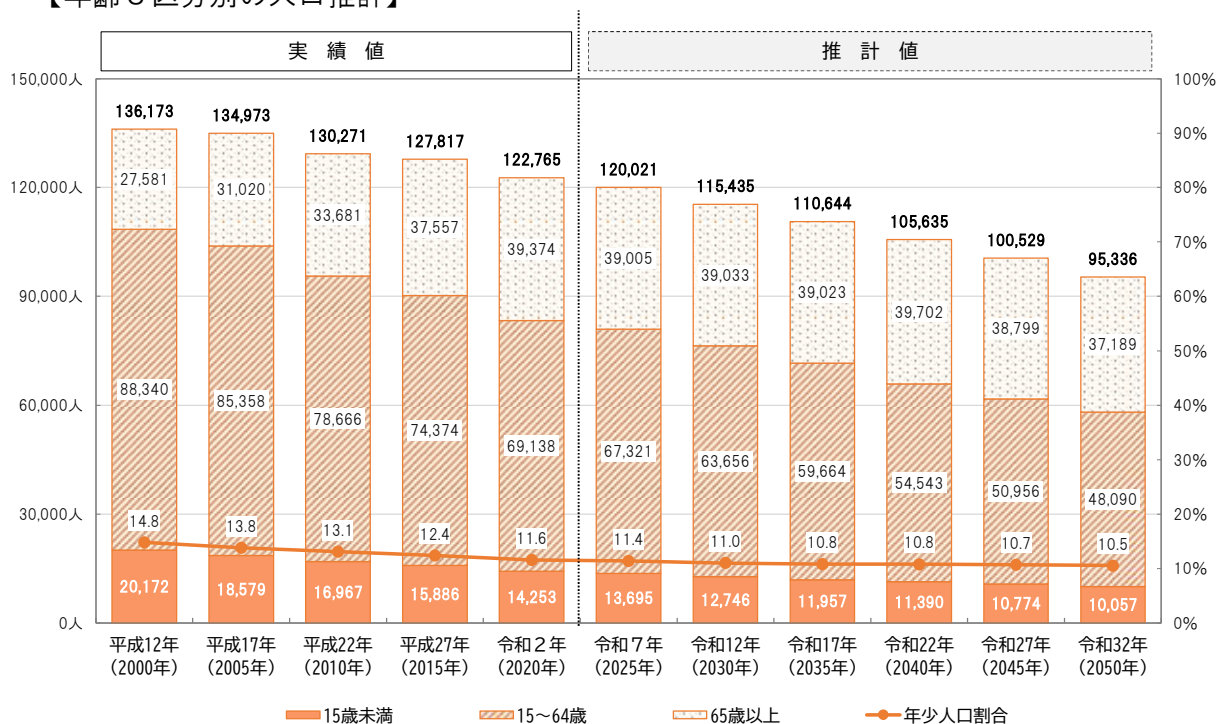
資料：伊勢市住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4) 将来の人口推計

伊勢市人口ビジョンにおける将来人口の推計によると、本市の総人口は、今後10年間（令和7年～令和17年）で9,377人減少し、令和32年には95,336人になるとされています。

15歳未満の人口については、今後10年間で1,738人減少し、本市の総人口に占める割合は、令和7年の11.4%から令和17年には10.8%へ、令和32年には10.5%へと低下すると見込まれています。

【年齢3区分別の人口推計】



資料：伊勢市人口ビジョン

1－2 世帯等の状況

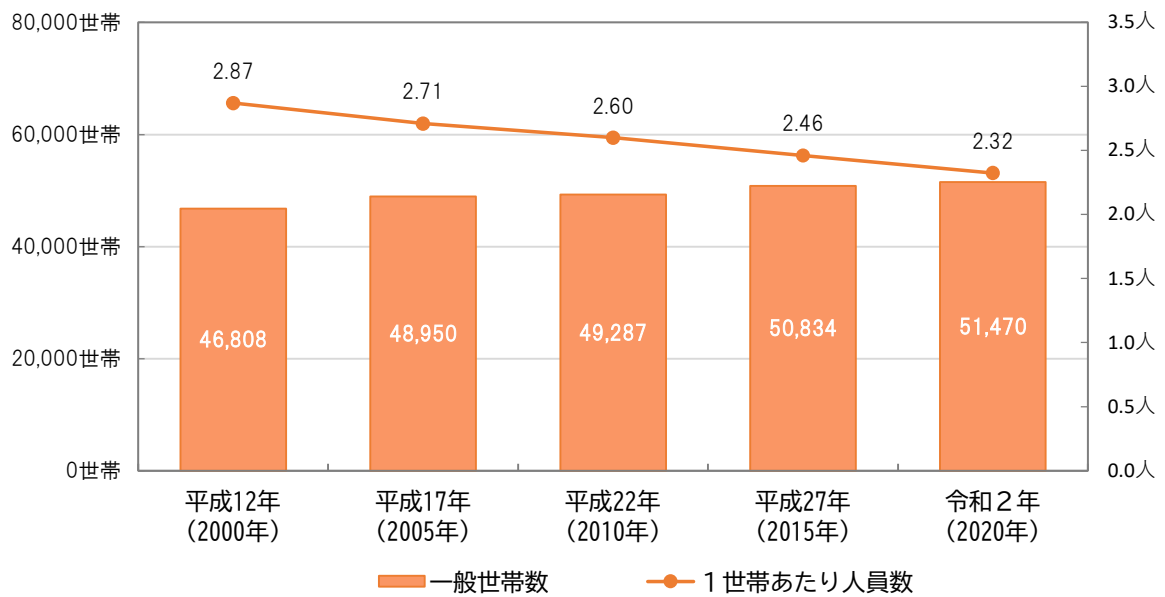
(1) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

一般世帯総数の推移をみると、平成12年以降増加が続いており、平成12年からの20年間で4,662世帯増加し、令和2年は51,470世帯となっています。

一般世帯の1世帯当たり人員の推移をみると、平成12年以降一貫して減少を続けており、平成27年には2.5人を下回り、令和2年は2.32人となっています。

【一般世帯数と平均世帯人員の推移】



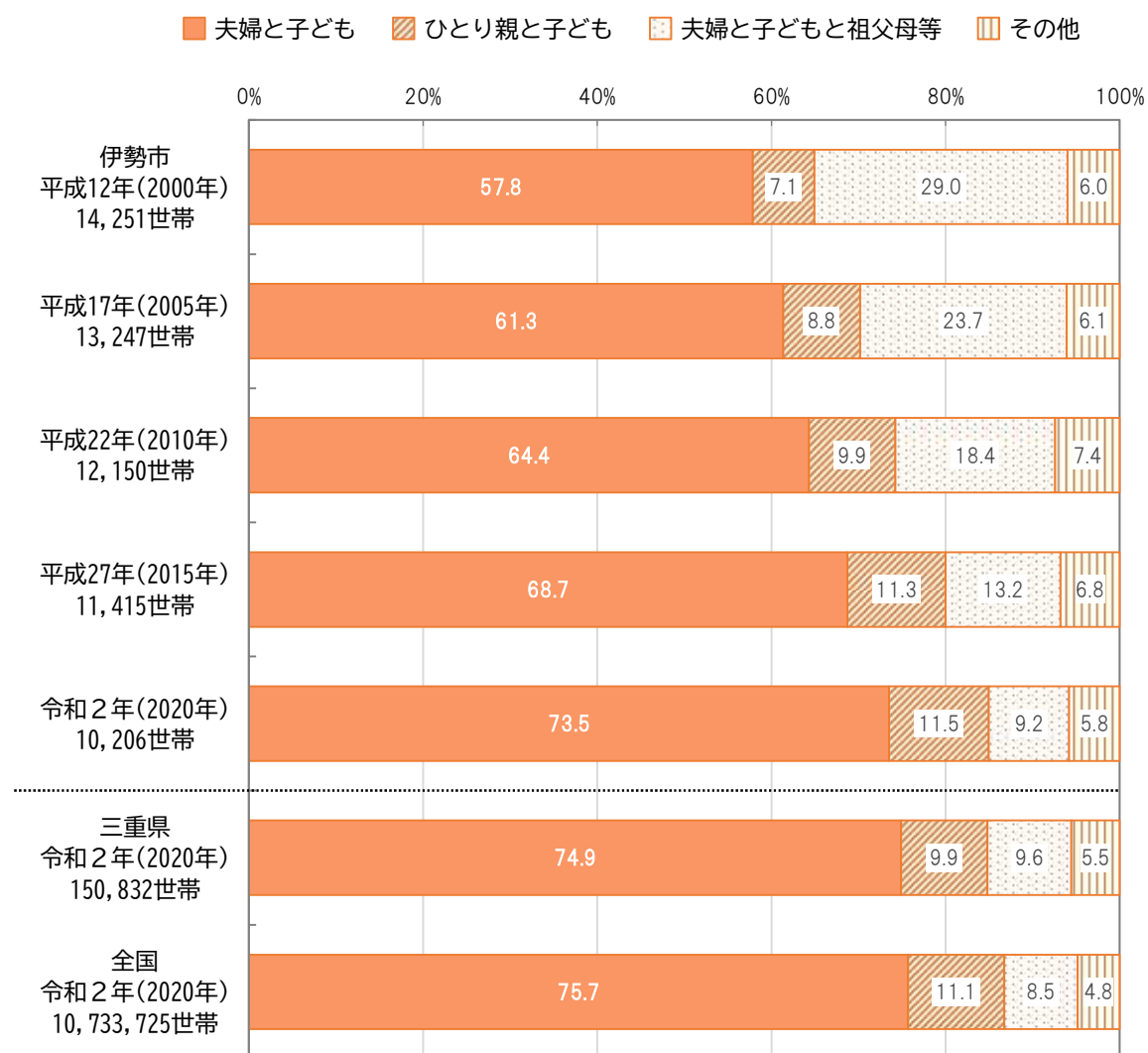
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

② 世帯類型の推移

18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母等」の割合が徐々に低下し、令和2年には9.2%と平成12年からの20年間で19.8ポイントの減少となっている一方、「夫婦と子ども」の割合は増加し、令和2年には73.5%とこの20年間で15.7ポイントの増加となっています。

「ひとり親と子ども」の割合は増加傾向にあり、令和2年には11.5%とこの20年間で4.4ポイント増加し、三重県の9.9%、全国の11.1%よりも高い割合となっています。

【18歳未満がいる一般世帯の世帯類型の推移】



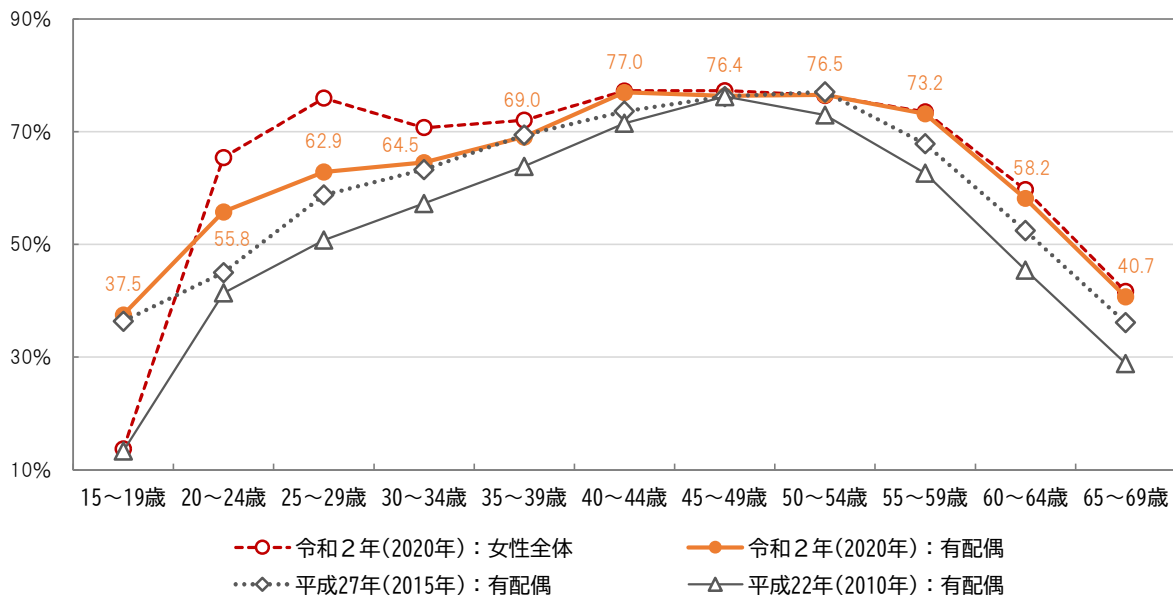
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

1－3 就労状況

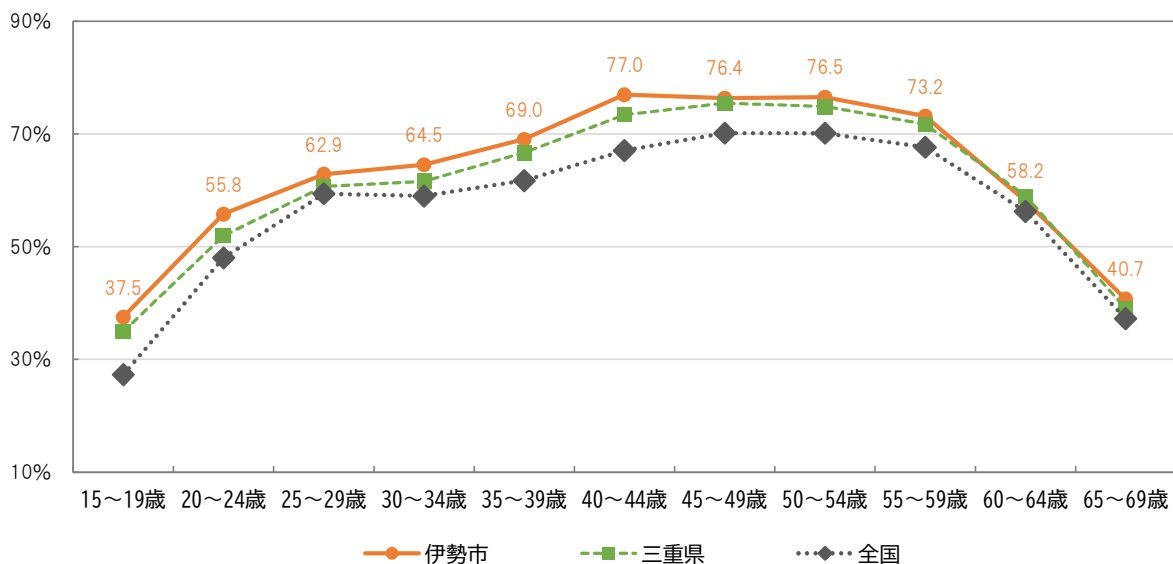
女性の就業率について年齢5歳階級別でみると、有配偶女性の就業率は上昇傾向にあり、令和2年はほとんどの年齢層において平成22年、平成27年を上回っています。令和2年の女性全体の就業率と比較すると、有配偶女性の15～19歳は大きく上回っているものの、20歳から39歳までは低くなっており、特に20歳代では10ポイント前後の差が開いています。

令和2年の有配偶女性の就業率について、全国・三重県と比較すると、ほとんどの年齢層において本市が最も高い割合となっています。

【女性の5歳階級別就業率（伊勢市）】



【有配偶女性の5歳階級別就業率 国及び県との比較（令和2年）】



資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

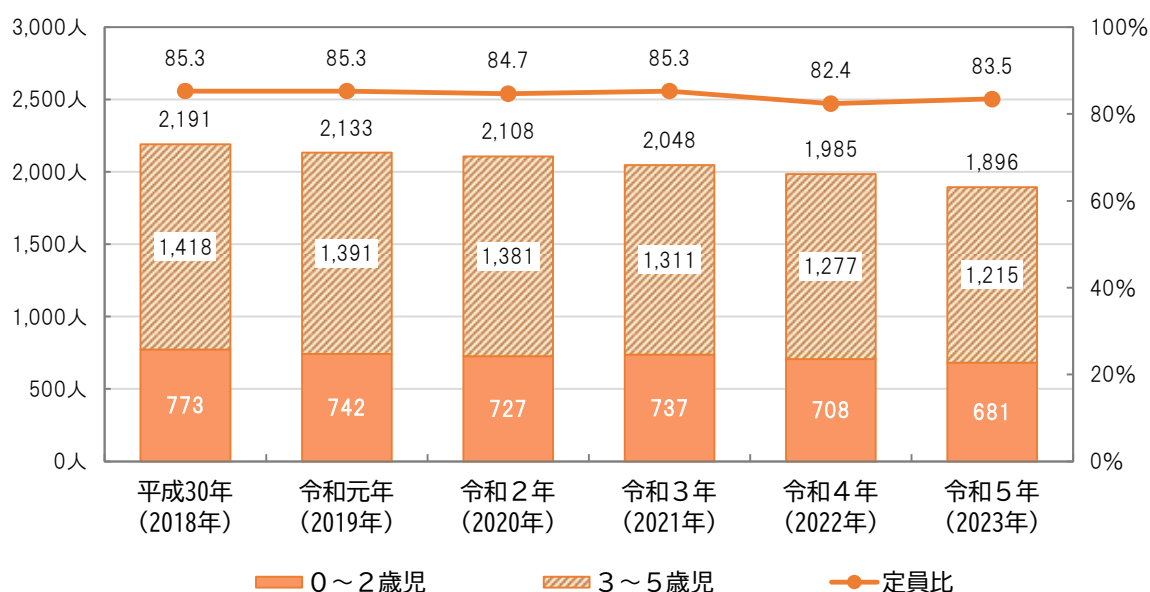
2 子ども・子育て支援事業の現状

2-1 就学前の子どもの教育・保育の現状

保育所の利用者数の推移をみると、平成30年の2,191人から徐々に減少し、令和5年には1,896人となっています。定員に対する比率は、85%前後で推移しています。

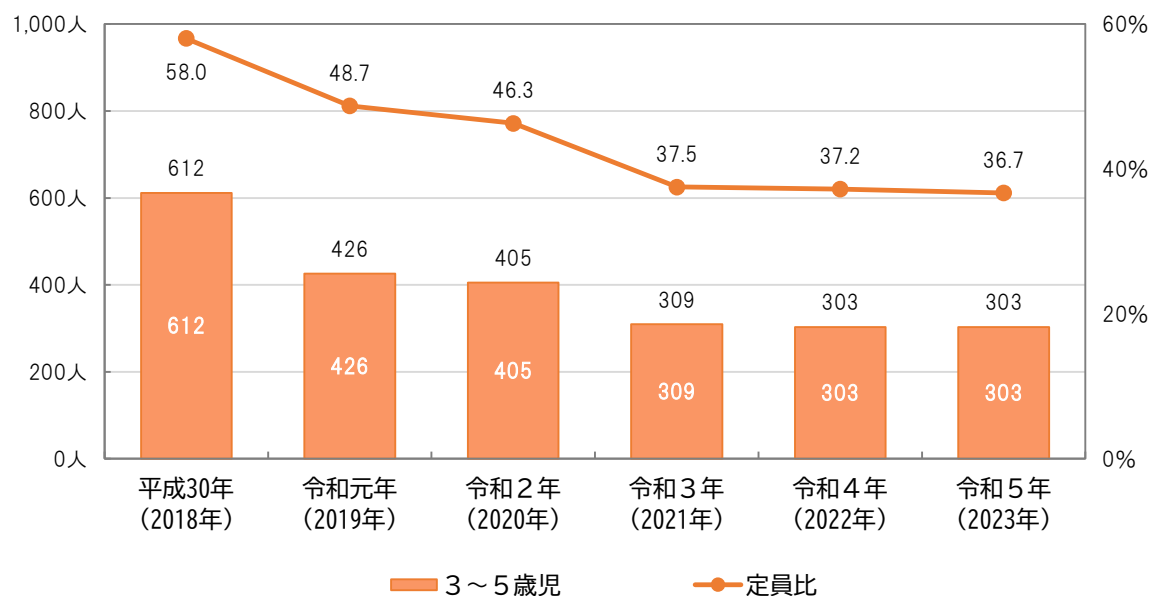
幼稚園の利用者数の推移をみると、平成30年の612人から令和5年には303人と半減しており、定員に対する比率は36.7%に低下しています。

【保育所の利用状況の推移】



資料: 保育課(各年5月1日現在)

【幼稚園の利用状況の推移】

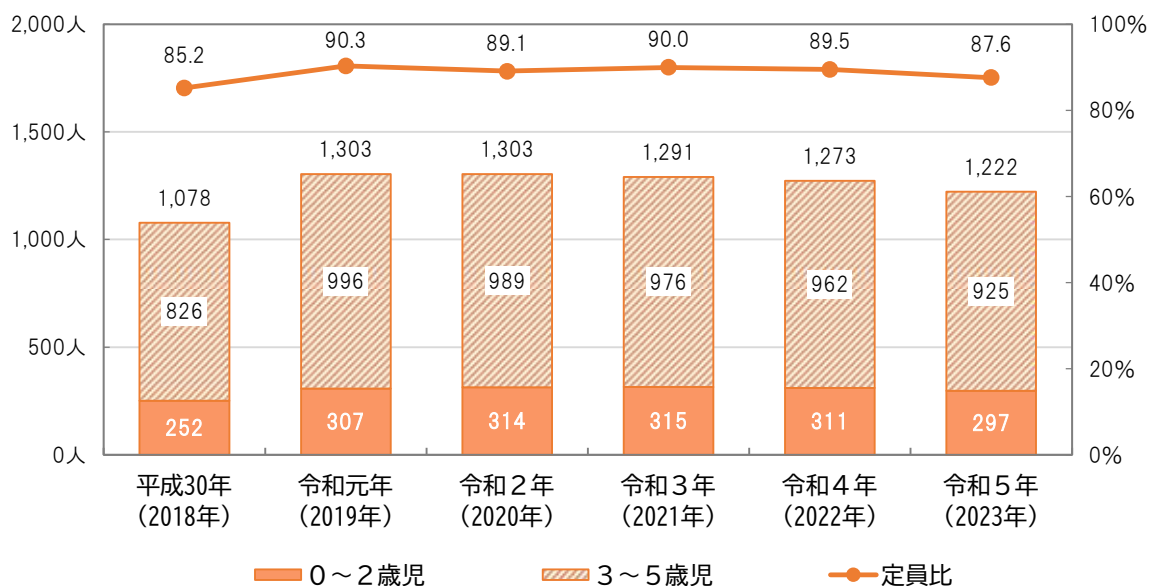


資料: 教育総務課(各年5月1日現在)

認定こども園の利用者数の推移をみると、令和元年から令和4年は1,300人前後、定員に対する比率は90%前後で推移していましたが、令和5年は1,222人、定員に対する比率は87.5%と減少傾向となっています。

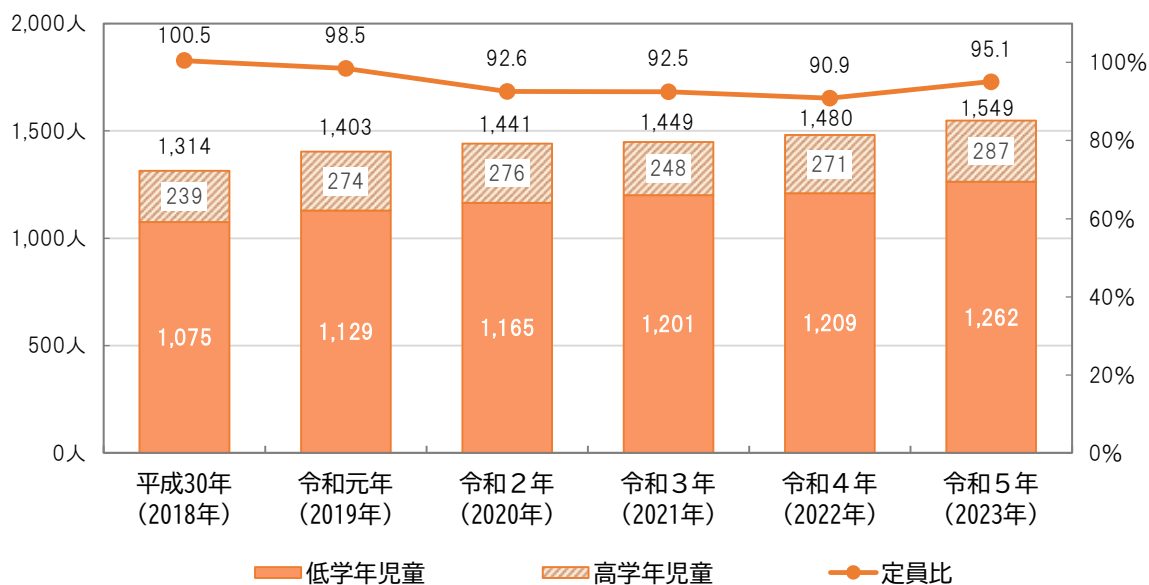
放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、平成30年以降増加が続いており、令和5年は前年比69人増の1,549人、定員に対する比率は95.1%となっています。

【認定こども園の利用状況の推移】



資料：保育課(各年5月1日現在)

【放課後児童クラブの利用状況の推移】



資料：子育て応援課(各年5月1日現在)

2-2 就学前児童数の状況と子どもの教育・保育に関する環境について

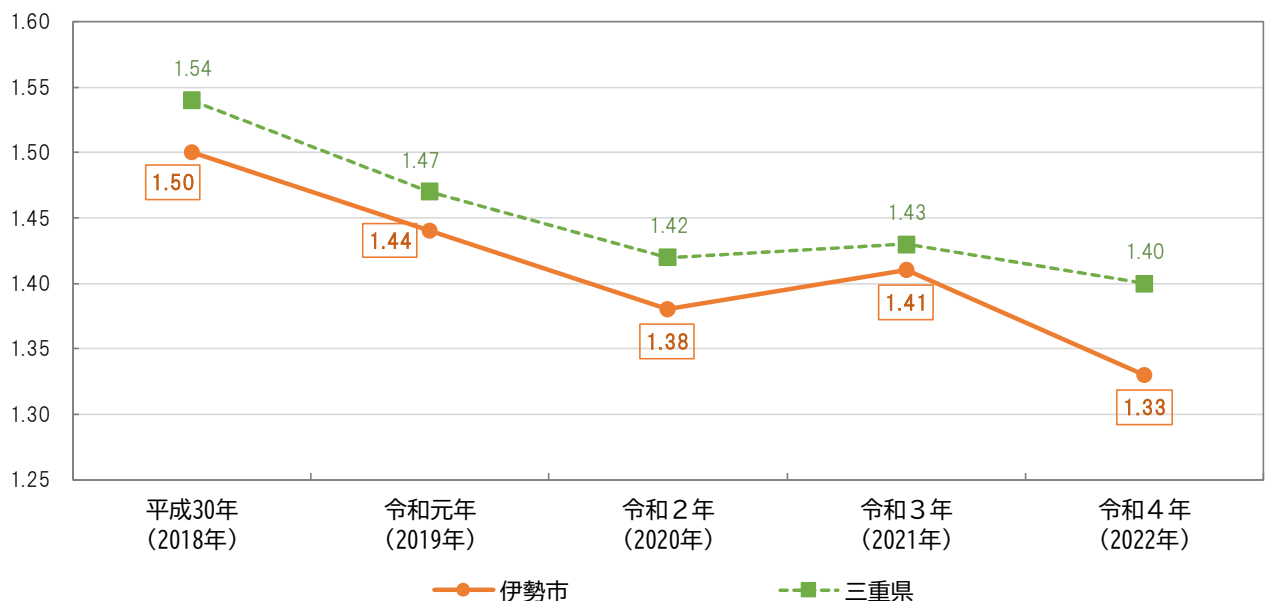
「伊勢市人口ビジョン」では、総人口は、1985年（昭和60年）にピーク（138,672人）を迎え、その後減少に転じ、既に本格的な人口減少局面に入りつつあります。直近の国勢調査（2020年）の人口は、122,765人で、ピーク時より15,907人減少しており、自然減、社会減の両方の影響で、今後さらに人口減少が進むことが見込まれています。

また、少しでも人口減少を抑えるため、結婚・出産・子育てへの環境整備、働く場所の確保、転出等の社会減を抑える取り組みなどの様々な施策が講じられているものの、本市における就学前児童【0歳から5歳人口】は、令和2年の5,276人から令和6年の4,488人（いずれも4月末日現在）に減少しており、今後も少子化が進むと推測されています（図表①②）。

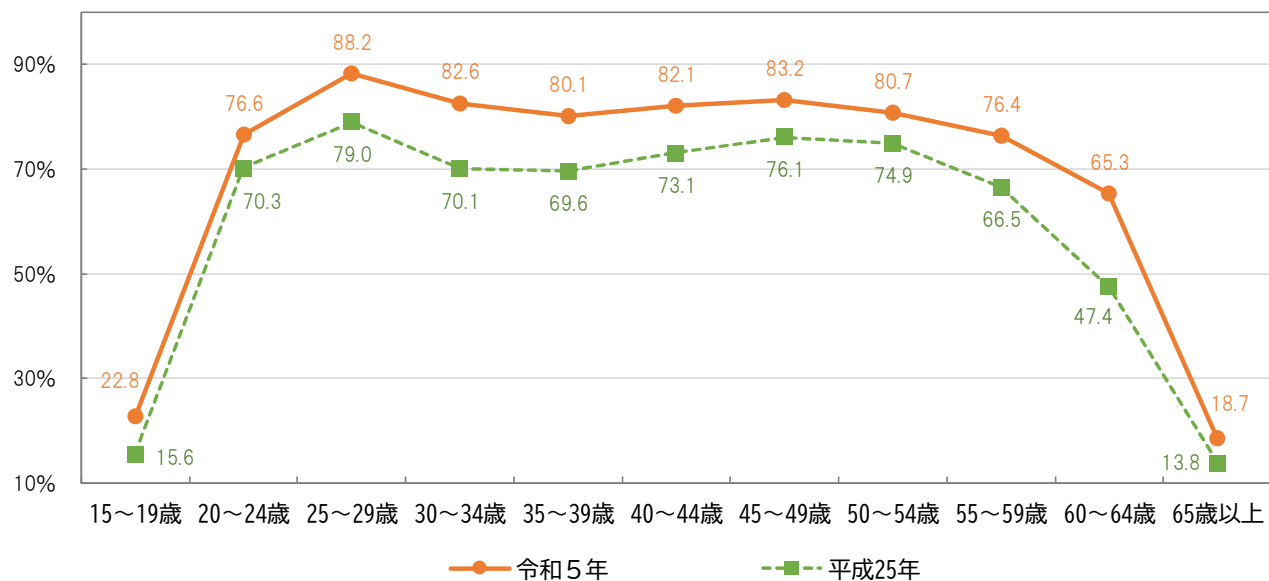
日本における社会経済情勢が日々変化する中で、子どもを取り巻く環境においても、少子化（図表③）や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などから家庭や地域での子育てが困難となり、幼稚園、保育所や認定こども園などの就学前の子どもの教育・保育施設の担う役割が重要となっています。また、共働き世帯の増加（図表④）、価値観の多様化やワーク・ライフ・バランスの実現などを背景として大きく変容し、特に乳児期からの保育（図表②）、長時間の保育、一時的な預かりなどのニーズが高まっているほか、障がい等の理由により支援を必要とする子どもの数も増加しています（図表⑤）。

そのような中で、教育と保育の総合的な提供が求められており、提供にあたっては、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を考慮しなければなりません。さらに、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければなりません。そのためには、教育・保育の内容をより一層充実させ、子どもが就学前教育から小学校教育へとスムーズに移行できるような体制づくりを確立していくことが重要となっています。

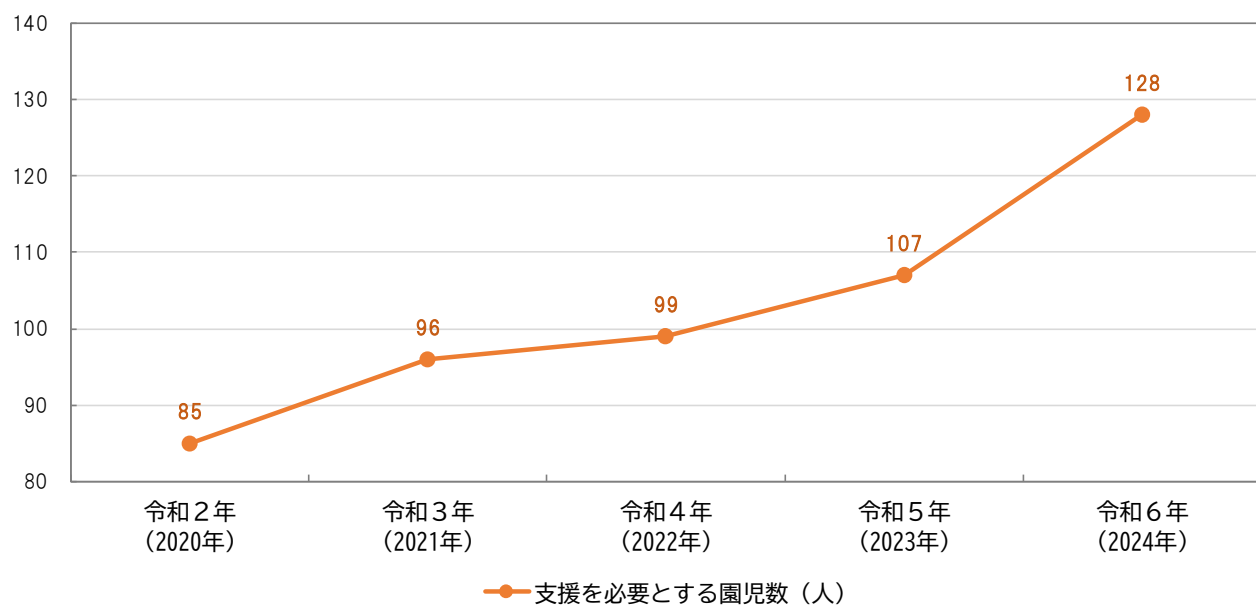
【合計特殊出生率の推移】（図表①）



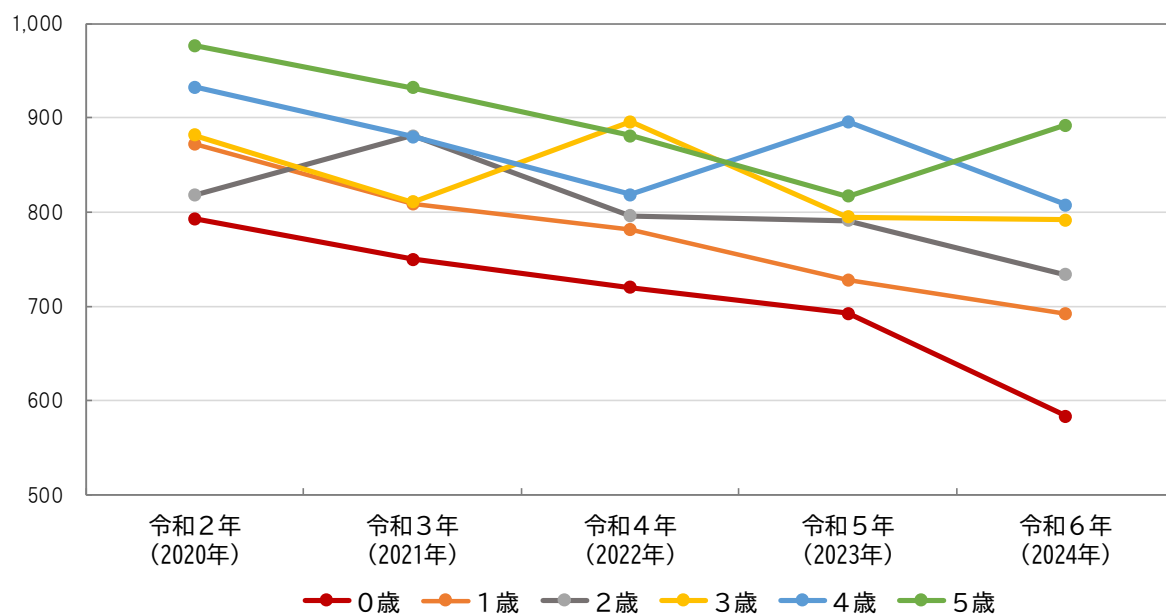
【女性の年齢階級別労働力率】（図表②）



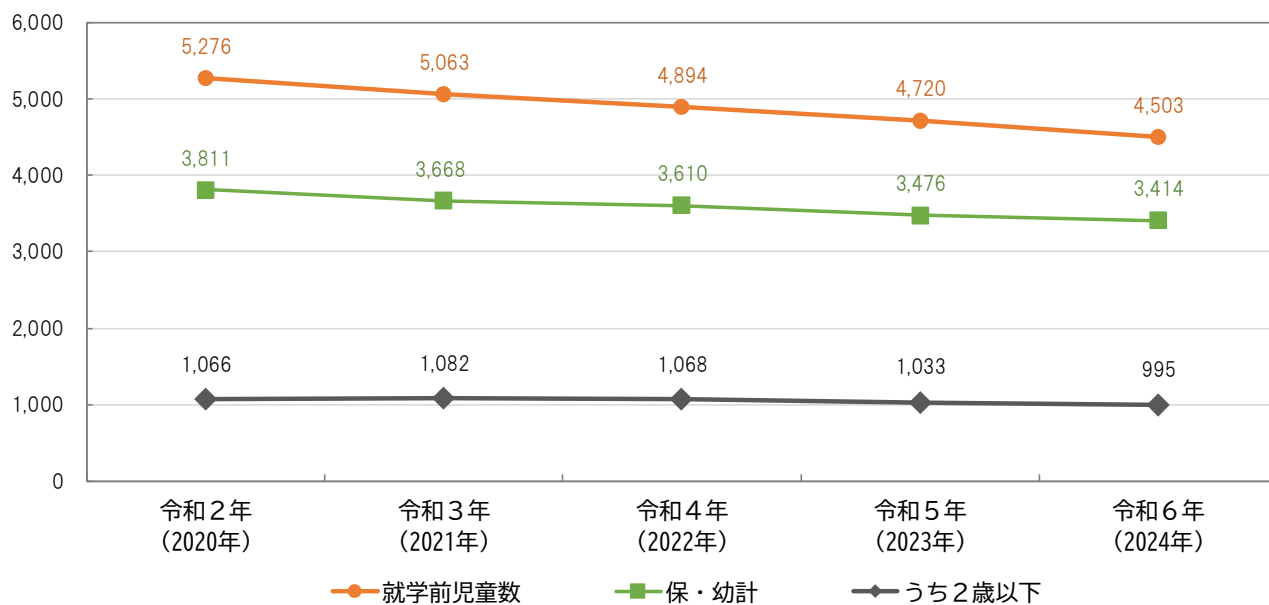
【市内保育所・認定こども園等で支援を必要とする園児数】（図表③）



【市内の就学前児童数の推移】（図表④）



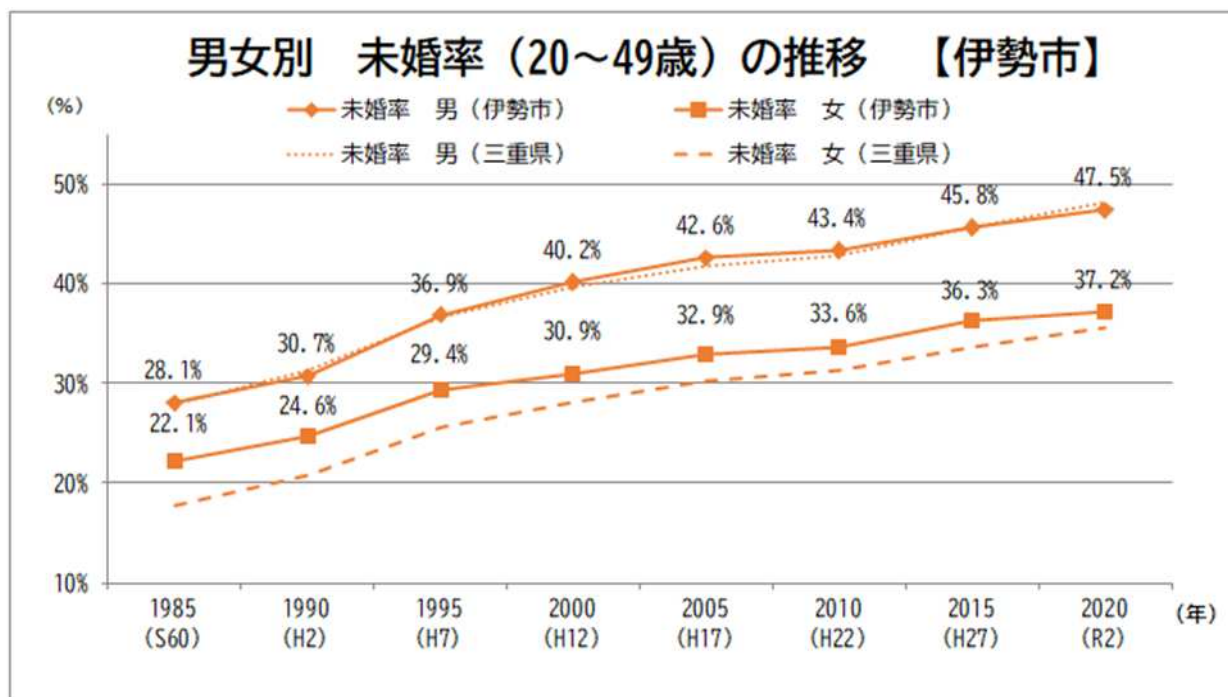
【就学前児童数・保幼利用者数・0～2歳児利用者数の推移】（図表⑤）



2-3 若者に関する現状

(1) 20 歳から 49 歳の未婚率の推移

本市の 20～49 歳の未婚率は、昭和 60 年以降、男女ともに上昇し続けています。また、男性の方が女性よりも未婚率が高い状況が続いており、令和 2 年では男性未婚率が女性未婚率より 10.3 ポイント高くなっています。

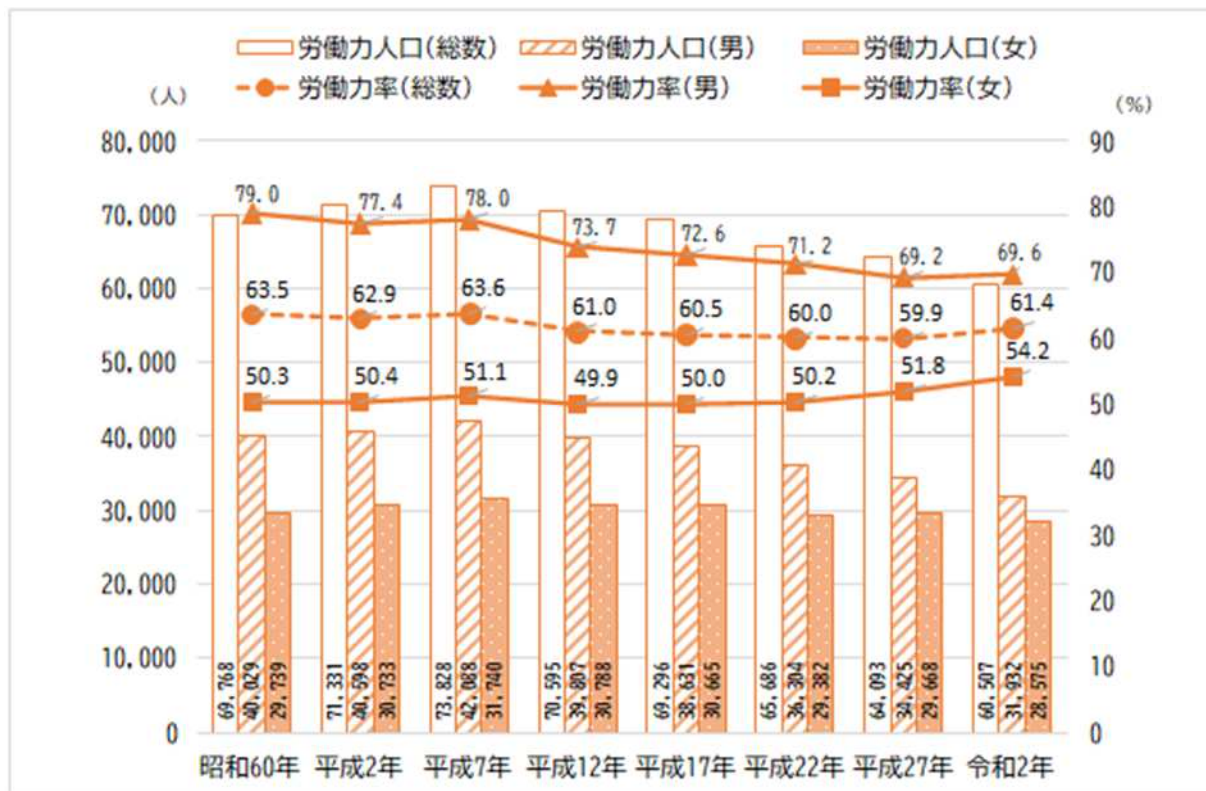


資料：国勢調査

(2) 労働力人口

令和2年の労働力人口(15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口)は、60,507人となり、平成27年に比べ3,586人減少しています。男女別も平成27年に比べ、減少しています。

労働力率の男女別にみると、令和2年は、男性69.6%、女性54.2%となり、平成27年と比べ、男性は0.4ポイント、女性は2.4ポイント上昇しています。

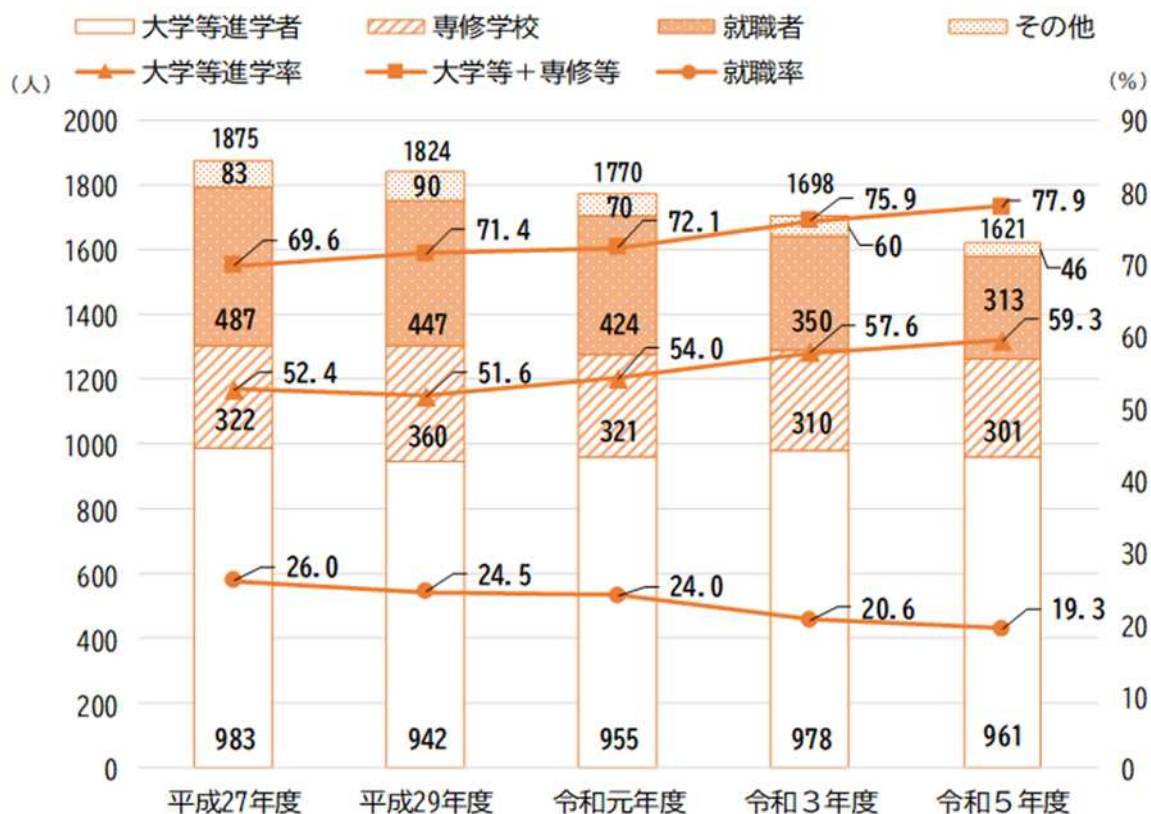


資料：国勢調査

(3) 高校卒業後の進路

少子化に伴い令和5年調査（令和4年度卒業生）での総数は、平成27年調査（平成26年度卒業生）での総数に比べ254人減少しています。

大学等への進学率や専修学校を加えた進学率は増加傾向にあり、専修学校を加えた進学率は、平成27年に比べ、8.3%増加しています。また、就職率は年々減少し、平成27年に比べ、6.7%減少しています。



※ 各年5月1日時点の前年度の生徒の状況 出典：三重県学校基本調査

3 アンケート調査結果の概要

3-1 調査の目的及び概要

(1) 調査の目的

「伊勢市子ども・子育てアンケート調査」は、本計画を策定するにあたり、市内全域の子育て中の保護者の皆様の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを正確に把握し、安心して子育てができる環境づくりに取り組むために行いました。

(2) 調査対象者及び調査方法

項 目	就学前児童用	小学生児童用	中高生用	若者用	中高生 保護者用
調査 対象者	市内在住の0歳～就学前の児童を養育する保護者	市内在住の小学校に在学している児童を養育する保護者	市内の中学校・高校に通う生徒	市内在住の18～34歳及び市内の大学に通う学生	市内在住の中高生年代の児童を養育する保護者
調査 期間	令和6年3月8日（金） ～4月8日（月）		令和6年6月12日（水） ～7月8日（月）		
調査 方法	WEBによる調査・回答				

(3) 調査票の回答状況

種 別	回 答 数	種 別	回 答 数
就学前児童用	853 件	中高生用	1,531 件
小学生児童用	623 件	若者用	849 件
		中高生保護者用	509 件

(4) 調査結果の見方

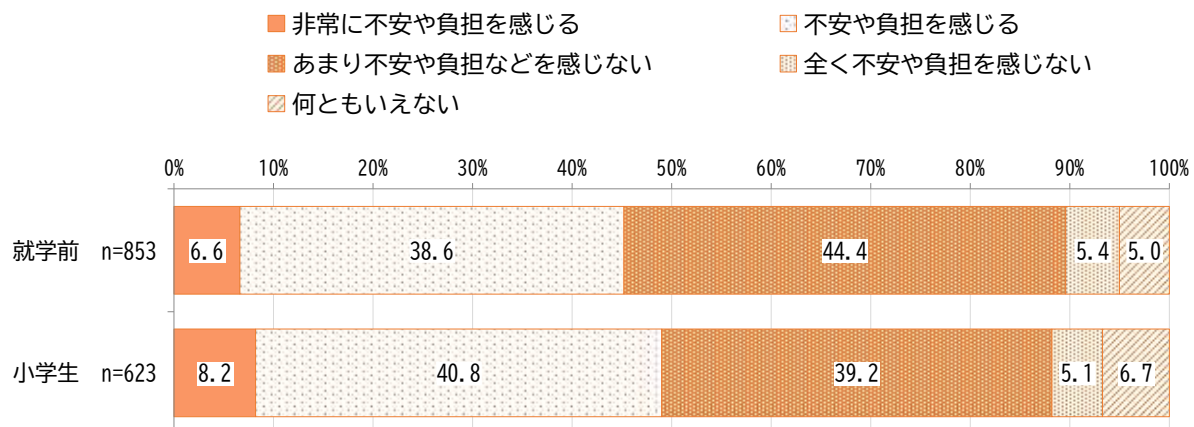
- 図表中の「n(number of case)」は、回答数（あるいは回答を限定する設問の限定条件に該当する数）を表しています。したがって、比率はnを100.0%として算出しています。
- 回答結果の割合はすべて「%」で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、単数回答の設問の場合でも合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、その選択肢の回答数が回答数全体(n)のうち何%なのか、という見方をします。そのため、各項目の比率の合計は通常100.0%を超えています。
- 図表中に「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本報告書中の表、グラフ等の見出しおよび文章中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- 回答者数が30未満の項目については、参考程度とします。

3-2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 子育てに関して不安や負担などを感じることはありますか

就学前児童の保護者では『不安や負担を感じない』が49.8%、『不安や負担を感じる』が45.2%、小学生児童の保護者では『不安や負担を感じる』が49.0%、『不安や負担を感じない』が44.3%で、どちらも『不安や負担を感じる』がやや上回っています。

※ 『不安や負担を感じる』は「非常に不安や負担を感じる」・「不安や負担を感じる」と回答した人、『不安や負担を感じない』は「あまり不安や負担などを感じない」・「全く負担や負担を感じない」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）

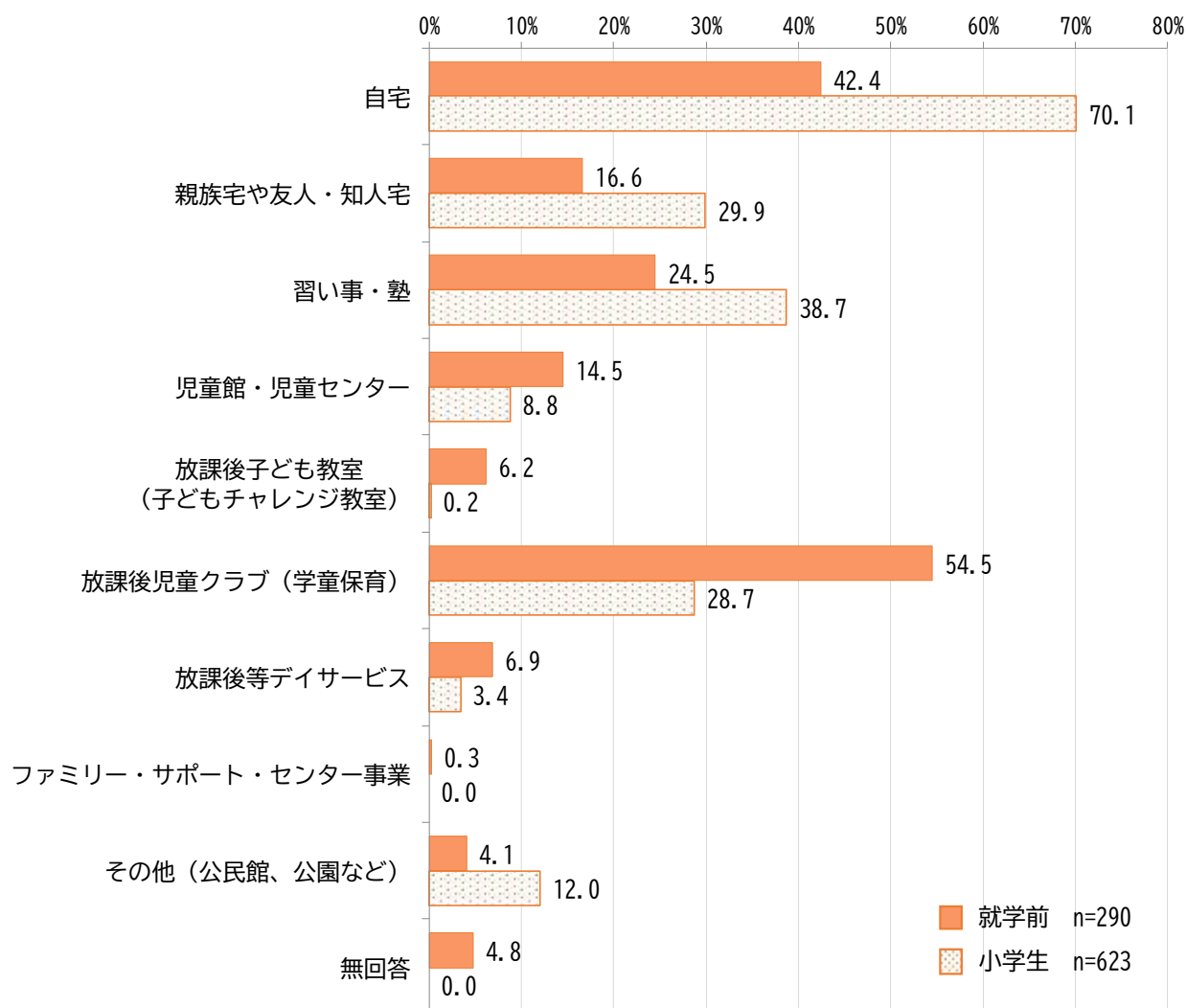


(2) 小学校低学年のうちは放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか ／放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか

※就学前児童は4歳以上のみ回答

就学前児童の保護者では「放課後児童クラブ（学童保育）」が54.5%で最も多く、次いで「自宅」が42.4%、「習い事・塾」が24.5%と続いています。

小学生児童の保護者では「自宅」が70.1%で最も多く、次いで「習い事・塾」が38.7%、「親族宅や友人・知人宅」が29.9%と続いています。

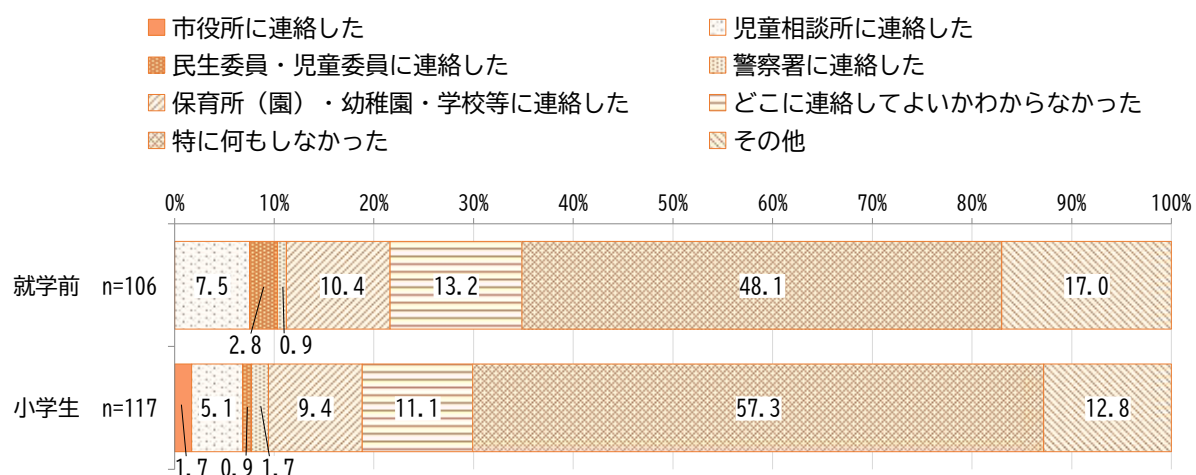


(3) 子どもの虐待を見たり聞いたりしたとき、どのような対応をしましたか

※身近なところで子どもの虐待を見たり聞いたりしたことがある、またはおかしいなと思ったことがある方のみ回答

就学前児童では「特に何もしなかった」が48.1%で最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」が13.2%、「保育所（園）・幼稚園・学校等に連絡した」が10.4%と続いています。

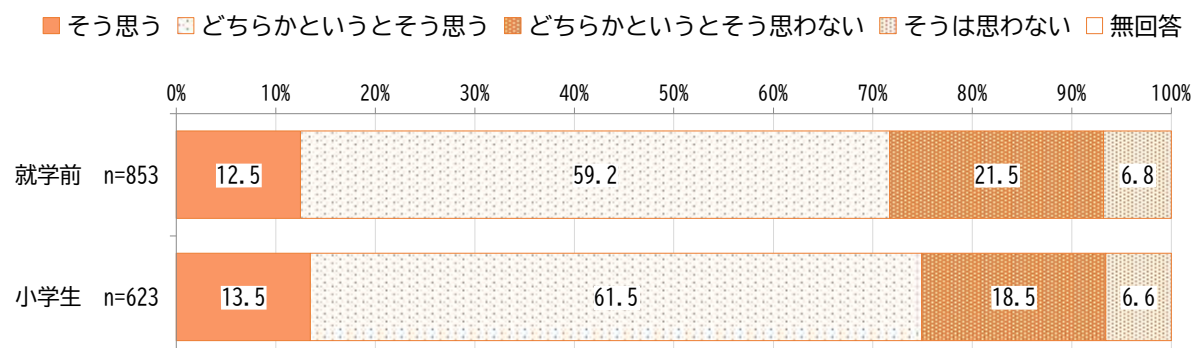
小学生児童では「特に何もしなかった」が57.3%で最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」が11.1%、「保育所（園）・幼稚園・学校等に連絡した」が9.4%と続いています。



(4) 伊勢市は子育てをしやすい市だと思いますか

就学前児童の保護者では『そう思う』が71.7%、『そうは思わない』が28.3%、小学生児童の保護者では『そう思う』が75.0%、『そうは思わない』が25.1%で、どちらも『そう思う』が上回っています。

※『そう思う』は「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した人、『そうは思わない』は「どちらかというと思わない」・「そうは思わない」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）

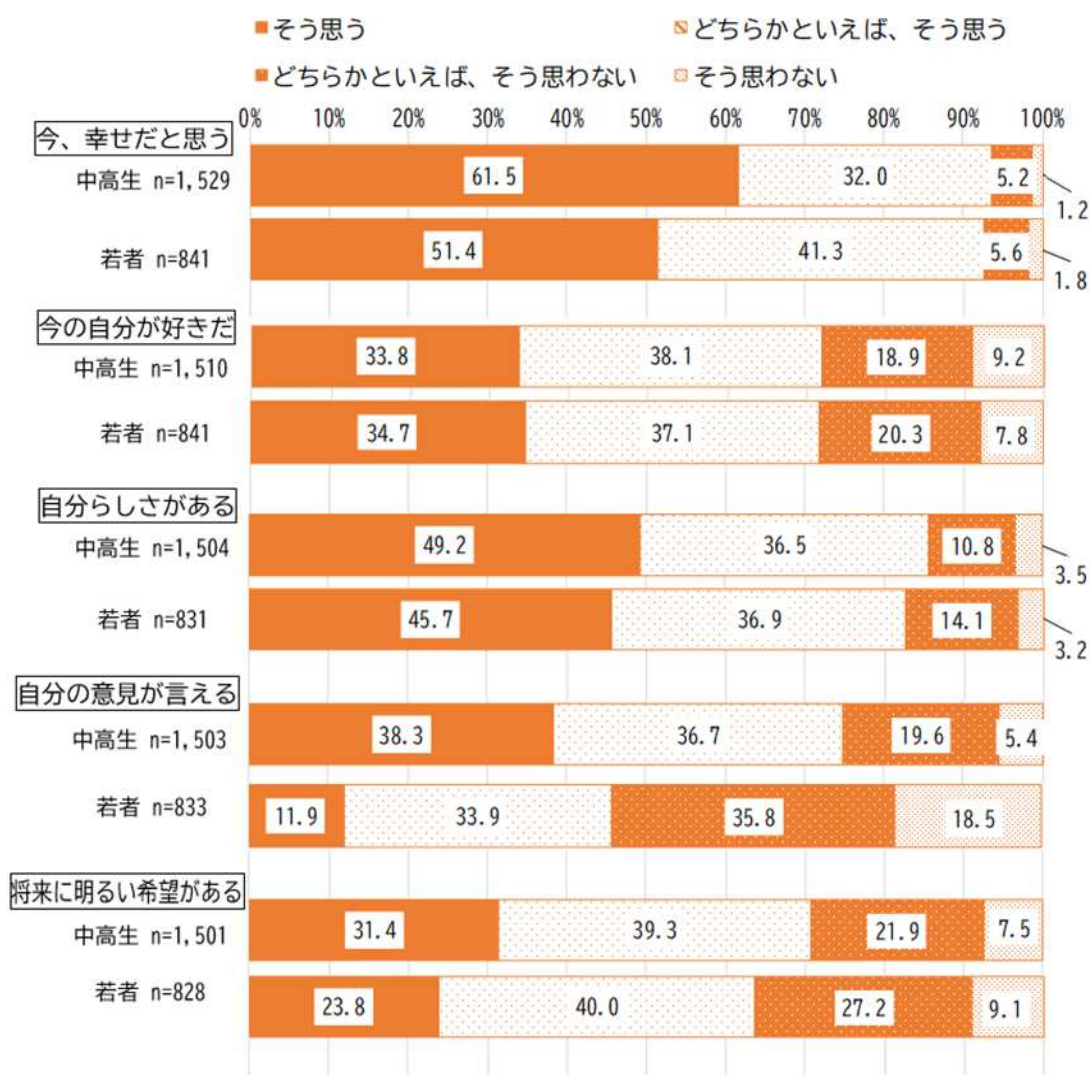


3-3 こども・若者に関するアンケート調査

(1) あなたは自分のことについてどう思いますか

中高生では、「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」という回答は、【今、幸せだと思う】が93.5%、【今の自分が好きだ】が71.9%、【自分には自分らしさがある】が85.7%、【自分の意見が言えると感じる】が75.0%、【自分の将来について明るい希望がある】が70.7%となっています。

若者では、「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」という回答は、【今、幸せだと思う】が92.7%、【今の自分が好きだ】が71.8%、【自分には自分らしさがある】が82.6%、【自分の意見が言えると感じる】が45.8%、【自分の将来について明るい希望がある】が63.8%となっています。



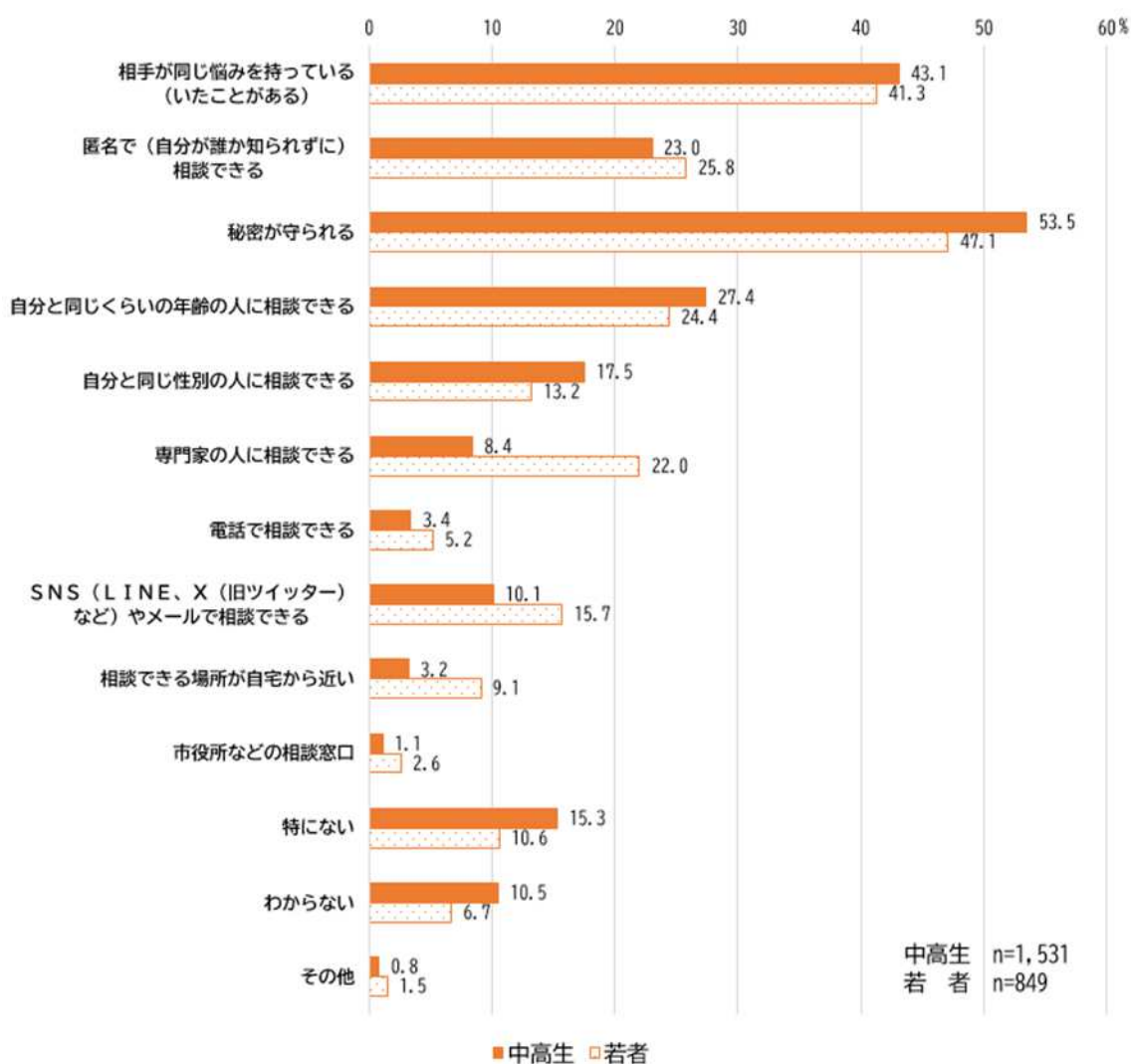
(2) 悩んだり困ったりしたときにどのような人や場所なら、相談したいと思いますか

中高生では、「秘密が守られる」が53.5%で最も多く、次いで「相手が同じ悩みを持っている（いたことがある）」が43.1%となっています。

「その他」の内容として、「誰もいないところ」、「友人」、「解決法を前提に話を聞いてくれる人」などがありました。

若者では、「秘密が守られる」が47.1%で最も多く、次いで「相手が同じ悩みを持っている（いたことがある）」が41.3%、「匿名で（自分がだれか知られずに）相談できる」が24.4%となっています。

「その他」の内容として、「友人」、「家族」、「相談した所で解決してくれるわけではないので、話すだけ時間の無駄に感じる。」などがありました。



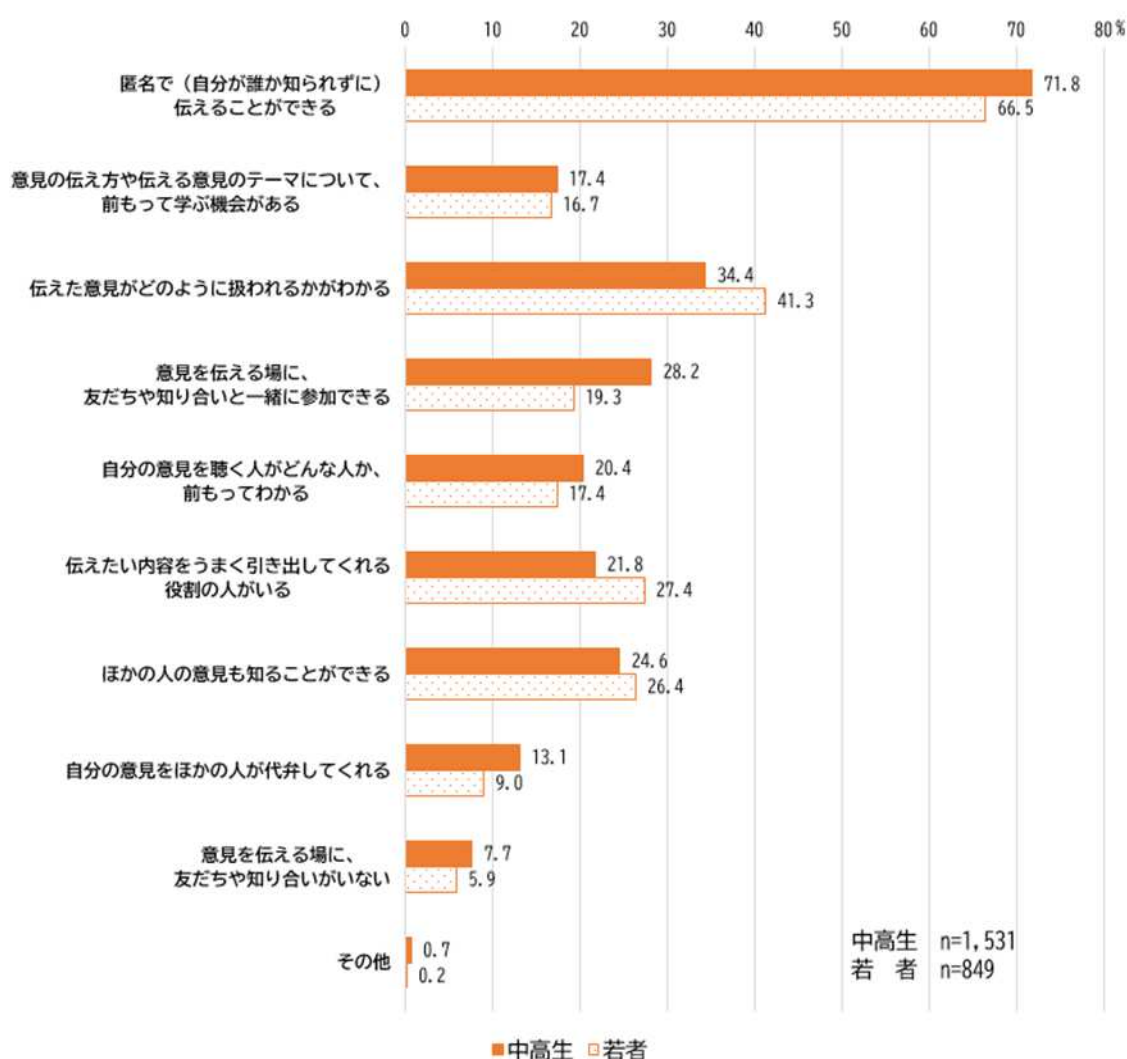
(3) あなたはどんな工夫やルールであれば、伊勢市に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか

中高生では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が71.8%で最も多く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が34.4%、「意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる」が28.2%となっています。

「その他」の内容として、「おおごとにならない」、「わからない」などがありました。

若者では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が66.5%で最も多く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が41.3%、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が27.4%となっています。

「その他」の内容として、「意見を採用してくれる」がありました。

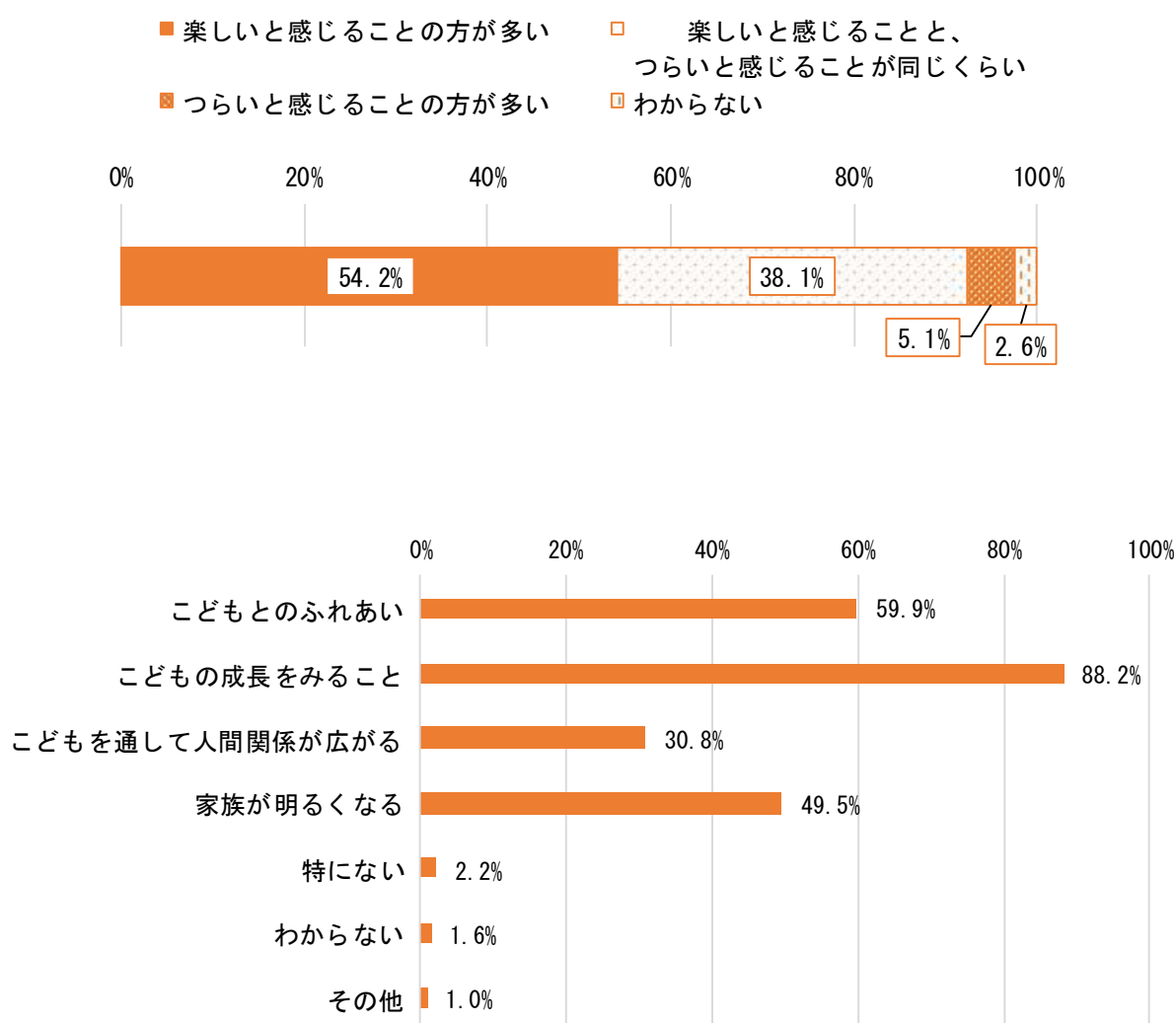


(4) あなたは子育てをどのように感じますか。また、子育ての楽しみはどんなことですか

中高生保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」が54.2%で最も多く、次いで「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」が38.1%となっています。

「こどもの成長をみること」が88.2%で最も多く、次いで「こどもとのふれあい」が59.9%、「家族が明るくなる」が49.5%となっています。

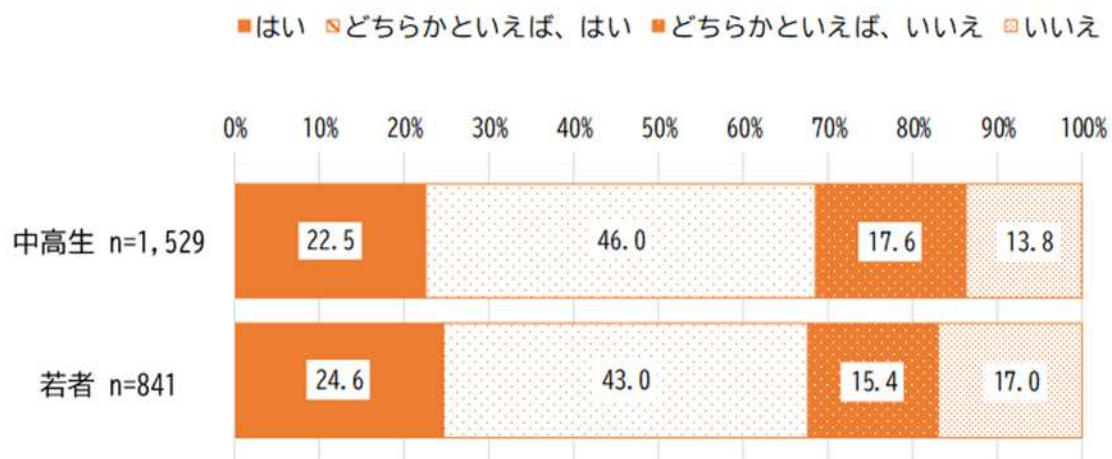
「その他」の内容として、「自分自身も一緒に成長できる」、「子どもの成長を親に見せられるのでそれが親孝行になっている」、「幼少期は成長が楽しかったが、成長するにつれて、子供との関わりかたが難しくなったり、子供と友達の関係に悩んだりでしんどくなってきた」などがありました。



(5) あなたは将来、伊勢市に住みたいと感じますか

中高生では、「はい」または「どちらかといえば、はい」という回答は、68.5%となっています。

若者では、「はい」または「どちらかといえば、はい」という回答は、67.6%となっています。



4 計画策定に向けた主な課題

(1) こどもの権利の理解促進

社会全体として子どもの権利に対する理解が十分でないため、子どもの権利を侵害する形で虐待やネグレクトが発生し、子どもの権利が十分に尊重されていないケースが存在します。

そのため、子どもの自己表現や自己決定の機会が制限されることがあります。



教育プログラムの充実や情報提供、大人の権利意識改善への取り組みが必要。

(2) 子育て支援サービスの充実

本市の出生数や年少人口も減少傾向にありますが、女性全体の就業率が上昇を続ける中、核家族化の進展により日常的に子育てを手助けしてもらえる世帯が少なくなっており、保育の需要は高まっています。また、希望する結婚や出産を後押しし、仕事との両立を図りながら安心して子育てを行うことができる環境を整備することが課題となっています。



各教育・保育サービスの提供体制を確保し、多様な子育て支援サービスの充実が必要。

(3) こどもの健全育成

国の放課後児童対策パッケージでは、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進以外に、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりを推進するための積極的な取組が求められています。また、アンケート調査においても、安心できる居場所がある人の割合は国の目標値を下回っています。



放課後児童クラブの定員拡充や質の向上、安心した居場所づくりが必要。

（４）若者の自立や社会性を育む取組

現在では、若者の価値観の多様化等により若者の社会参画意識が低下し、地域とのつながりが希薄化しています。また、各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要なスキルを身に着けるキャリア教育・就業能力開発の機会の充実が求められています。



こども・若者の社会的自立や社会性を育む環境の整備が必要。

（５）こどもや若者、その家族の状況に応じた支援

貧困の連鎖を断ち切るための支援が必要なひとり親家庭や生活困窮家庭、さらに自殺予防やひきこもり、ニートへの支援など、各家庭の課題に対応した支援が求められています。



各困難に対応するための「支援」の充実だけでなく、問題が生じないような「予防」策の充実が必要。

第 3 章

こども・子育て・若者支援の 基本的な考え方

第3章 こども・子育て・若者支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

1-1 基本理念

本市では、こども基本法のこども施策の基本理念をもとに「伊勢市こども計画」の基本理念を設定します。

- ① すべてのこどもを大切にし、基本的な人権を守り、差別しないこと。
- ② すべてのこどもを大事に育て、生活を守り、愛し、保護される権利を守り、平等に教育が受けられること。
- ③ 年齢や発達の数度により、自分に直接関係することに意見を言え、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ 年齢や発達の数度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



つながりで こども・若者の
幸せな未来を育むまち いせ

1－2 基本的な方針

国が目指す、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ
る社会の実現に向けた基本的な方針として6つの柱を本市でも掲げます。

（１）こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、
こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

（２）こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進め
ていく。

（３）ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

（４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成
長できるようにする。

（５）若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結 婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世
代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む困難の打破に取り組む。

（６）こども施策の総合的・一体的な実行

こども施策を総合的・一体的に実行し、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を行
う。

1-3 ライフステージごとの支援

第2期計画からの基本方針を踏まえ、ライフステージにあわせた支援を行い、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組みます。

I 妊産婦への支援

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくる子どもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良い子どもの育成環境を生み出します。

妊産婦への支援については、妊産婦が安心して子どもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

II 乳幼児期の支援

乳幼児期は、子どもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎として重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

乳幼児期については、子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供や、地域の子育て支援体制の強化を図ります。

III 学童期・思春期の支援

学童期は、多くの人との交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや不登校など、子どもの心のケアや心の教育が求められる時期でもあります。

また、思春期は、家族への愛情を理解するとともに、人間性を高め、次世代の親として自立していくために重要な時期です。

学童期から思春期については、こどもの居場所づくりに取り組み、こどもの健全育成活動を推進するとともに、学校教育における教育・指導内容の充実を推進し、次世代の親となるための基礎づくりを支援します。

IV 若者（青年期）への支援

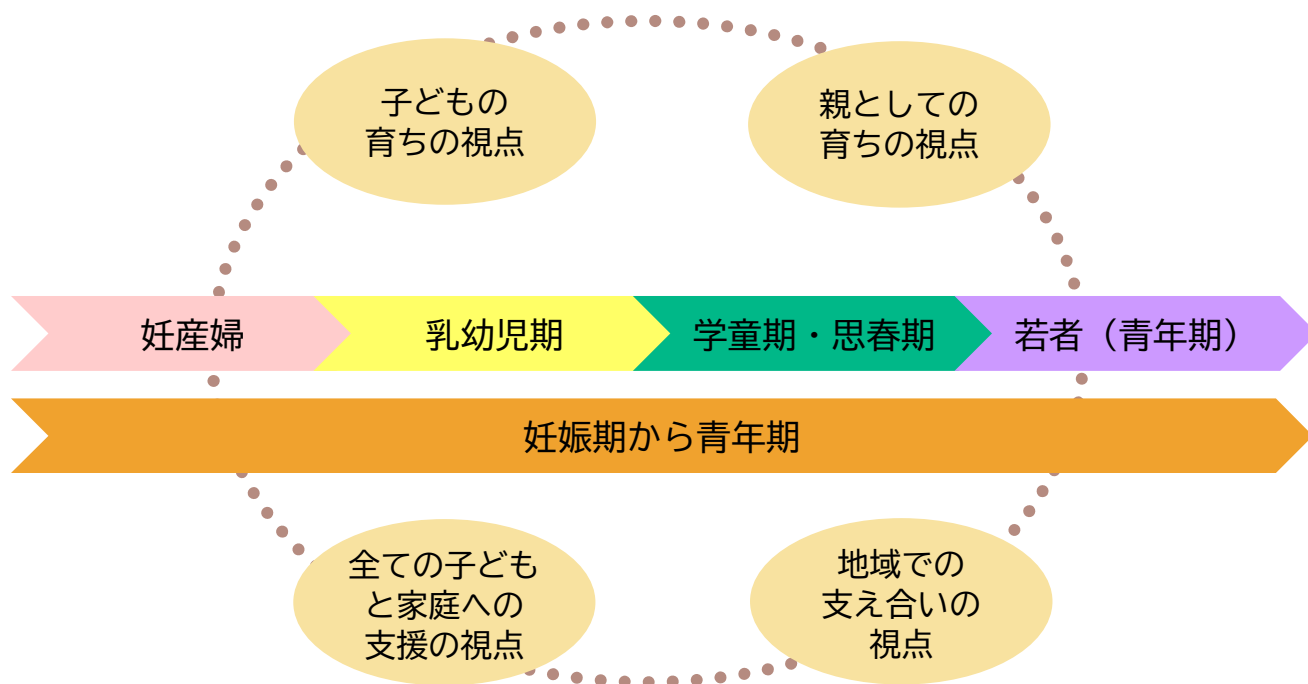
青年期は、肉体的・心理的・社会的変化が著しい一方で、個人としての自立に向けた重要なステップを踏む期間であり、社会全体で子ども・青年の成長を支えるような取り組みや環境整備が重要となります。

若者（青年期）への支援については、教育・キャリア・生活スキル指導、心理ケア、健康管理の支援等を行い、困難を抱える者に対しきめ細やかな支援を行い、社会全体で若者の成長を支える環境を整備します。

V 妊娠期から青年期を通しての支援

妊娠期から思春期を通しての支援は、子育て家庭やこども・若者がいる家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、悩みや不安の解消に努め、家庭の状況や子どもの特性にあわせ

て適切な支援を行っていきます。また、子どもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組めます。



2 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
I 妊産婦への 支援	(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実 妊娠出産支援事業 産後ケア事業 妊産婦訪問指導 不妊不育治療の支援の充実
II 乳幼児期の支援	(1) 幼児期の教育・保育の充実	幼児教育の質の向上 保育所における保育の充実 幼稚園・保育所の認定こども園化の支援 保育料の適正化 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(2) 多様な保育サービスの提供	一時保育事業（預かり保育）の充実 子育て短期支援事業（ショートステイ） 延長・休日保育の充実 病児・病後児保育の充実 ファミリー・サポート・センター事業の充実 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） の実施
	(3) 幼稚園・保育所等・小学校との連携	幼稚園と保育所等、小学校との連携強化
	(4) 乳幼児の健康管理の支援	赤ちゃん訪問の充実 乳幼児の健康教室 乳幼児訪問指導
	(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援	子育て支援センターの充実 子育てサークルの育成・支援 乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上 乳幼児の事故予防 園庭開放の活用
	(6) 経済的負担軽減の支援	チャイルドシートの一時的レンタル 親子3人乗り自転車のレンタル
III 学童期・思春期の支援	(1) 学童期の子どもの放課後の居場所の確保	放課後児童クラブの充実 放課後子ども教室の充実 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の 一体型による事業実施 児童センター事業の充実
	(2) 学校教育の充実	地域と学校の連携強化 体験的活動の充実 心の教育の推進 子どもの心のケアの充実 不登校対策の推進

Ⅲ 学童期・思春期の支援	(3) 基本的な生活習慣の形成	食育の推進 禁煙・受動喫煙防止の啓発
	(4) 豊かな人間性の育成	人権教育子ども輝きプランの推進 教育活動の支援 教育研究所の運営 次世代のための文化芸術の推進 学校等における男女共同参画教育の推進 人権尊重啓発の推進 さまざまな人権問題に関する啓発
	(5) 社会貢献・社会参画の促進	ボランティア活動の推進 明るい選挙啓発の推進 いせミライプロジェクトの推進 主権者教育の連携事業
	(6) 家庭・地域・学校の連携	青少年健全育成活動の支援
	(7) 非行・犯罪への対策とこども・若者への支援	青少年相談センターの運営 再犯防止の推進
	(8) 特に配慮が必要なこども・若者への支援	学校生活及び学校教育の支援
	(9) 思春期の子どもの居場所づくり	中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供
	(10) 次世代の親の育成	乳幼児とふれあう場づくり 規則正しい生活習慣や疾病予防のための知識を提供する キャリア教育の推進
Ⅳ 若者（青年期）の支援	(1) 社会貢献・社会参画の促進	自主グループ等への支援
	(2) 就労支援	若者向けの就職支援 女性の就労・能力開発のための支援 ワーク・ライフ・バランスの促進 女性の就職支援セミナー 就業体験促進事業
	(3) 障がいのある若者への支援	障がい者雇用の啓発
Ⅴ 妊娠期から青年期を通しての支援	(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援	男性の家事や育児への参加啓発 育児休業の取得促進 男女がともに子育てや家事に取り組む意識づくり 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実
	(2) 要支援児童と家庭への支援	養育支援訪問事業 外国人在住者への支援・配慮 児童虐待防止の支援の充実 子どもの自立に向けた支援 多胎育児家庭への支援 ひきこもり支援の推進 メンタルパートナーの養成

	子育て世帯への訪問支援 児童育成支援拠点事業
(3) 障がいのある子どもと家庭への支援	特別支援教育の推進 障がいのある子どもの教育・保育の充実 障がいのある子どもと家庭への支援 医療的ケア児への支援
(4) 子どもの貧困対策の充実	教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、 経済的支援、包括的かつ一元的な支援
(5) ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭への自立支援、経済的支援、包括 的支援
(6) 地域で取り組む交通安全と防犯 対策	地域の自主防犯意識の高揚 防犯環境の整備 交通安全の啓発活動の充実 犯罪情報の周知徹底 暴力を許さない社会の意識づくり
(7) 相談支援・情報提供の充実	利用者支援事業 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・ 助言 活動の推進 子育て支援の取組に関する情報発信の強化 親育ち支援の充実 子どもの権利擁護の推進 こどもや家庭に関する相談の実施 伊勢市つながりサポートリスト
(8) 基本的な生活習慣の形成	健康づくりのための普及啓発 栄養指導
(9) 豊かな人間性の育成	さまざまな人権問題に関する啓発

3 重点施策と成果指標

今後、特に必要性の見込まれる施策を重点施策として設定し、成果指標として目標値を定め、その達成状況について評価・検討を行います。

(1) こどもの権利を守る

子どもの権利を擁護し、子どもたちの笑顔を守っていく取組として、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう貧困対策・児童虐待防止の支援を充実します。また、こどもや若者の意見表明の機会を確保し、こどもの権利保障を推進します。

(2) 妊娠期から幼児期の切れ目のない支援

妊娠出産支援事業を中心に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう助産師、保健師がママをサポートします。また、子育て支援センターの充実を図り、乳幼児期における育児の不安や悩みの相談、子育て支援事業の情報提供を行います。

(3) こどもの豊かな人間性の育成と居場所づくり

こどもたちが健やかに豊かに成長するため、基本的な生活習慣の形成や郷土教育、文化継承、人権学習の事業を進め、また、放課後クラブの充実やこどもたちが遊び、学び、交わることができる居場所づくりを進めます。

(4) こども・若者の社会的自立の支援

地域や学校での実践活動、ボランティア体験を通じて若者の社会参画を促し、キャリア教育・就労能力開発にも注力します。加えて、就労支援やインターンシップの機会も提供し、若者の自立と社会進出を支援します。

(5) 困難を有するこども・若者への支援

経済的に困難な家庭やひきこもりなどの個別の困難に対応した支援体制の充実させます。また、相談機関の連携を強化し、他関係機関とのネットワークを充実させ、問題の早期発見と解決、問題が生じないよう予防に努めます。

【計画全体の成果指標（アンケート調査結果等）】

評価項目		現状値	目標値
①今、幸せだと思う人の割合	中高生	93.5%	95.0%以上
	若者	92.7%	95.0%以上
②子育てに関して不安や負担を感じる人の割合	就学前保護者	45.2%	45.0%以下
	小学生保護者	49.0%	45.0%以下
③家や学校以外に安心できる居場所がある人の割合	中高生	78.5%	80.0%以上
	若者	78.5%	80.0%以上
④自分の将来について明るい希望がある	中高生	70.7%	80.0%以上
	若者	63.8%	80.0%以上
⑤伊勢市が子育てをしやすい市だと思う人の割合	就学前保護者	71.7%	80.0%以上
	小学生保護者	75.0%	80.0%以上

（「そう思う」・「どちらかというと思う」の回答を合わせた割合）